

# 市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

## 特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年8月13日（水）午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 9名

1番	佐藤	周君	2番	村上	祥平君
3番	竹本	哉君	4番	井戸	清司君
5番	大川	勝弘君	6番	杉本	一彦君
7番	四宮	和彦君	8番	犬飼	このり君
9番	重岡	秀子君			

○出席議員 9名

議長	中島	弘道君	副議長	青木	敬博君
議員	虫明	弘雄君	議員	河島	紀美恵君
〃	長沢	正君	〃	篠原	峰子君
〃	杉本	憲也君	〃	鈴木	絢子君
〃	宮崎	雅薰君			

○証人 5名

	田久保	眞紀君
総務部長	木村	光男君
総務部庶務課長	鈴木	康之君
教育委員会事務局教育部長	西川	豪紀君
教育委員会事務局教育部生涯学習課長	山下	匡弘君

○補助者 1名

弁護士 福島正洋君

○出席議会事務局職員 4名

局長	富岡	勝	局長補佐	里見	和彦
係長	野田	昌伸	主査	山田	拓己

○会議に付した事件

1 市長の学歴に係る事務に関する事項について

(1) 証人尋問について

(2) 記録提出請求の状況について

2 入札執行停止に係る事務に関する事項について

(1) 証人尋問について

3 東洋大学に対する文書照会について

(1) 文書照会の結果について

4 その他

(1) 次回開催日について

(2) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 10 時 休憩

---

午前 10 時 再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

本委員会において、傍聴の申入れがあることから、これについて協議いたす。

この際、お諮りする。傍聴希望者に対し、これを許可することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前 10 時 1 分休憩

---

午前 10 時 1 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第 130 条第 1 項及び伊東市議会傍聴規則第 13 条の規定を準用し、傍聴人は、静謐を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

---

○委員長（井戸清司君）日程第 1 、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

(1) 証人尋問についてである。前回の本委員会において決定した、田久保眞紀氏の再度の証

人喚問について、8月6日に同氏に出頭請求書を手交し、本日、証人尋問を実施することとなつてゐる。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時 2分休憩

---

午前10時 2分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

手元に配付の資料のとおり、田久保眞紀氏から、本委員会への出頭に当たり、補助者の同席許可願が提出されており、これを昨日8月12日に收受した。地方議会においては、地方自治法上、補助者が本委員会に出席するための制度が設けられておらず、委員会の許可を得て、事実上の行為として同席が認められるに過ぎないため、補助者の同席を可能とするのかどうかについて、また、補助者の補助可能な範囲についても、本委員会の決定により決めることとされている。これは、証人が法的知識の不足のために証言が困難となることなく、また、証人尋問という場において、証人の精神的負担を軽減するために認めるものであり、証人から有用な証言が得られるよう取り計らうことを目的としているものであることから、その必要に応じて、委員会の判断で特別に認める取扱いとされている。

この際、証人の補助者の件を議題とする。手元に配付した、証人の補助者について（案）をご覧願う。補助者の氏名、住所、年齢、職業は記載のとおりである。補助者の補助範囲については、「証言を求められている事柄が、証言を拒否することが認められている事項に該当するかどうかの確認について及びその他委員長が必要と判断した事項について」とする。

お諮りする。証人の補助者については、提示の原案のとおり決定することに、異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

尋問手続等のため暫時休憩する。

午前10時 5分休憩

---

午前10時14分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

証人及び証人の補助者の入室を許可する。

[証人、補助者 入室]

○委員長（井戸清司君）証人に一言挨拶を申し上げる。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただき、感謝申し上げる。本委員会を代表してお礼申し上げるとともに、調査

のために、ご協力を賜わるようよろしくお願ひする。

証言を求める前に、証人に申し上げる。証人の尋問については、地方自治法第100条第1項に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっている。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできないが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっている。すなわち、証言が証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または、有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、禱祀もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び、技術、または、職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は、証言を拒むことができる。これらに該当するときは、その旨について申し出いただくようお願ひする。それ以外には、証言を拒むことはできない。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁、または、10万円以下の罰金に処せられることになっている。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっている。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっている。すなわち、証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができる。それ以外には、宣誓を拒むことはできない。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっている。

以上のこととを承知いただきようお願ひする。

法律の定めるところによって、証人に宣誓を求める。宣誓は、本委員会室に参集いただいたいる全ての方において、起立にて行うこととされているため、あらかじめ協力をお願いする。  
一同、起立願う。

[全員 起立]

○委員長（井戸清司君）宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（田久保眞紀君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。

○委員長（井戸清司君）一同、着席願う。

宣誓書に、署名、押印をお願いする。

[証人 署名、押印]

○委員長（井戸清司君）証人に申し上げる。これから証言を求める事になるが、証言は、証言を求められた範囲を超えないことに注意願う。自身の主張や見解を述べるための場ではないため、尋問されたことに対して証言をいただくようお願いする。また、発言の際には、その都度挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得た後に、起立いただいた上で発言をされるようお願いする。

証人及び補助者の両名に申し上げる。今回の証人喚問及び補助者の補助について、その取扱いを説明する。証言は、証人が自ら知り得た事実を、自身の体験、記憶により申し述べることが求められており、補助者が証人の代わりに発言をしたり、積極的に証人に助力を求めるることは認められていない。しかしながら、証言を求められている事柄が、証言を拒否することが認められている事項に該当するかどうか確認しようとするとき、その他委員長が必要と判断し許可を与えることを相当としたときについては、証人は補助者に助言を求めることができる。補助者の補助範囲として、委員会で認められる事項は、以上になるので、これ以外の事項について補助をすることは認められない。また、これらの助言については、いずれもその都度、証人が委員長にその旨を申し立て、その許可が得られた後に認められるものである。補助者の助言は、原則として口頭によるものとするが、詳細な数字などの証人の記憶に頼ることのみが難しい場合に限定して、文書による補助を認めることができる。証人が筆記用具を使用し、メモを取ることは認められないが、補助者が筆記用具を使用することについて制限はない。補助者が補助の範囲を超えたとき、委員長はこれを注意するが、なおも範囲を超えるときは、同席の許可を取り消すこととする。補助者は、本委員会の出席者として記録する。以上が、証人及び補助者に関する留意点になる。

続いて、委員の皆様に、あらかじめ申し上げる。証人への尋問に際しては、追及調の発言をするなど、礼を失すことのないよう心がけていただきたいと思う。よろしくお願いする。また、委員から補助者に対して尋問をすることは認められていないので、了承願う。

それでは、これより証人田久保眞紀氏から証言いただく。初めに、私委員長において、人定尋問を行いたいと思う。証人に伺う。氏名、住所、生年月日、職業について、事前に記入をいただいた証人確認事項記入票のとおり間違いないか。

○証人（田久保眞紀君）間違いない。

○委員長（井戸清司君）それでは、人定尋問は終了したので、引き続き、委員の皆様から証人尋問を行っていただきたいと思う。発言を許す。

○6番（杉本一彦君）今回市長に出頭いただいた、本来であれば質問者の1人目として、出頭のお礼や挨拶をするのが普通であるが、これまでの証拠資料の提出を拒否されたことや、1回目の出頭も拒否された。これまでの経過を考えると、正直ここでお礼の挨拶をする気にはなれな

いというのが正直なところである。いずれにしても、7月31日の市長の会見で辞職はしない、市長職を続投するという話なので、ぜひ今日は私たちに、あるいは市民皆さんに、市長としての、政治家としての説明責任を果たしていただきたい、そう思っている。

質問に入るが、今日が8月13日である。先々月、本会議で市長所信表明に対する私の質問から約1か月半が過ぎた。6月定例会の当時は、私も議場において、本委員会の設置を提案させていただいたわけだが、まさかそのときはこの問題がここまで大きな問題に発展してしまうとは想像もしていなかった。元々は、市長、あなたが東洋大学を卒業していたか否かのみの話であった。私は、正直まさかあなたが本当に大学を卒業していないなんて、そのときは思ってもいなかった。思い返してみると、6月定例会に、議長、副議長があなたに卒業証書の提出を求めたときに、素直に卒業証書の提出に応じていたらここまで話が大きくなっていたいなかつたと思っている。ところが、今は全国的に注目される、本市にとっては物すごく不利益な状況になってしまっている。これは市民の皆さんも思っていることだと思うが、やはりこれはこれまでの、あなたのこのことに対する対応、市長の進退の話も含めて、虚偽の上塗りかどうかは、これからこの委員会や、司法の場で明らかにされていくかと思うが、でもやっぱりあなたのこれまでの問題に対する説明と対応が引き起こしてきたことだと思う。市長、もうやめないか。今日は各委員が、あなたの疑わしいこれまでの報道や言動に対して、いろいろと尋問をされると思うが、まずはここであなたが、これまでのごまかしといつていいのか分からぬが、そういった発言を撤回し、もし嘘があったのなら嘘は嘘、間違いがあったなら間違いは間違い、そういったものがあれば認めて、謝罪いただいて、全て正直に説明いただいて、本市の公人としてのトップの責任を果たしてくれれば、この後これから時間をかけてあなたの尋問を、みんなで問い合わせることをしなくとも済む気がする。

証書の提出について、訴追のおそれがあるとか、検察に上申するとか、弁護士の金庫で厳重に管理しているとか、最近の会見では拒否権を使って警察の証拠の押収にも応じないとか、そのように市民にとってはどうでもよい、市長の自己保身の話ではなく、政治家らしく、自分の言葉で正直に誠実に、間違った市長の最終学歴が広報いとうに掲載される根拠の一つとなった卒業証書はいったい何であったのか、何を目的にどこで手に入れたのか、やはり今でもそれは本物と信じているのか、そういったところの卒業証書に対する、本当の話を聞かせていただきたい。

○証人（田久保眞紀君）質問の意図をもう一度簡潔にまとめていただきたい。どこの部分に回答していいのか、分からなかった。

○6番（杉本一彦君）意図は、ここの委員会が開かれている理由はあなたもご存じだと思われるが、なぜ広報いとうにあなたの虚偽である最終学歴が掲載されることになったのかということ

を検証する委員会である。それを検証するに当たり、掲載された根拠の一つとなる、あなたが提示したその卒業証書、それが卒業証書なのか、それらしきものなのか今は分からなくなっているが、それはいったい何であったのかということは、まさに委員会がこれから調査していく核心の部分であるので、あなたの見せてきた卒業証書なるものはいったい何であるのか教えていただきたい。それが意図である。

○証人（田久保眞紀君）何であったのかという質問であるかと思うが、卒業証書とされているものと思っている。

○6番（杉本一彦君）卒業証書だったということである。それでは、これから証書のことについても少し伺っていきたいのだが、まず、広報いとう7月号にあなたの虚偽である学歴が掲載されたわけである。それが市民に広く配布された。このことについて、その責任はあなたにあるという自覚はあるか。

○証人（田久保眞紀君）自覚という質問であったが、私の感想であるとか考え方といったような事実関係でしっかりと証明できないことに関する回答は、今回は差し控えさせていただく、そのように思っている。

○6番（杉本一彦君）今の答えを聞いていると、広報いとうに掲載された、それが広く市民に配布された、それは本市の市長であるあなたの責任、それはもう市民に広く、首長として当然のことであると思うが、あなたは会見でその責任は自分にはないみたいな、そういった話をされてたのが気になったので聞いている。広報いとう7月号が市民に配布され、それにちょっと間違ったことが書かれていた、それについての責任は市長にある、ということを聞いている。

○証人（田久保眞紀君）その質問に関しては、編さんした権限が誰にあったのかという質問かと思うが、まさにそれは本委員会で調べ結論を出す事項であると思うので、私からは回答は差し控えさせていただきたい、そのように考えている。

○6番（杉本一彦君）よく分からない。もう少し自覚を持たれたほうがよいと思う。それでは、東洋大学を卒業していたか否かのあなたの意識と、本委員会に提出いただけない卒業証書について少し伺っていく。6月28日、自身が大学に出向き卒業証明書発行の手続を行った。そのとき除籍になっていたことを大学側から告げられ、あなたは初めて自分が大学を卒業していないことを知ったということである。すなわちあなたは、それまでは自身の最終学歴は東洋大学法学部卒業であると認識していた、間違いないか。

○証人（田久保眞紀君）私が除籍である事実を知った、つまりは卒業できていないという事実を知ったのは6月28日大学に訪れたときである。

○6番（杉本一彦君）少し分からないのは、私が聞いているのは、卒業であるとあなたは思っていたかどうかを聞いている。卒業していたと、大学で除籍と聞くまでは、東洋大学法学部を卒

業していたと認識していたかいないか、イエスかノーでお答えいただきたい。

○証人（田久保眞紀君）繰り返しの答弁で大変恐縮だが、私が除籍である、つまり卒業していないという事実を知ったのは6月28日である。

○6番（杉本一彦君）これ以上聞いても答弁は変わらないと思うので、そこは置いておく。ということは、卒業していた、思っていた、ということを前提に話をさせていただく。6月28日の前まで、自分の卒業の根拠として持ち歩いていたその卒業証書なるもの、卒業アルバム、現在顧問弁護士の金庫に預けられているという話であったが、その卒業証書、卒業アルバム、それも6月28日までは本物であると信じていたということでよろしいか。

○証人（田久保眞紀君）何度も同じ繰り返しの答弁で恐縮だが、事実関係として、私が卒業していない、そして除籍である、そういう事実を知ったのは6月28日、大学に出向いたときである。

○6番（杉本一彦君）全く私の質問に答えてくれていないが、あなたが卒業していたという根拠として、当時議長や副議長にも卒業証書を見せた、秘書広報課にも見せた、そのときに持っていた卒業証書と卒業アルバムが、あなたはそのときは本物であると思って持っていたかということを聞いている。イエスかノーで。

○証人（田久保眞紀君）私の答えとしては、事実関係としてしっかり確定しているものでお答えしたいと思っている。何度も繰り返しで恐縮だが、6月28日に大学に訪れたときに私が卒業していないという事実、そして除籍であるという事実を知った。

○委員長（井戸清司君）この際、証人に申し上げる。尋問に対しては、質問に対して的確に証言をするようにお願いする。

○6番（杉本一彦君）なかなか、事実というか、あなたがどう思っていたとか、どういうつもりで持っていたとか、そういうことを聞いているので、事実も何もない。あなたが、この胸の中にある、これを答えるよう言っている。証書の確認をしたいが、東洋大学も声明を出している。除籍になった人に卒業証書を出すことはないという声明を出されていたが、あなたが持っていた卒業証書はどういうものかは分からぬが、それは本物ではないと私たちは思っている。あなたはこれまで、東洋大学の本物の卒業証書、今インターネットなんかを見ても出ているし、ユーチューブでも本物の卒業証書の書式も出ているが、それは見たことがあるか。

○証人（田久保眞紀君）見たことがあるかという質問に関して言えば、私は見たことはない。

○6番（杉本一彦君）そこもすごくおかしな話で、普通考えれば、あなたはその卒業証書を本物だと思って扱っていた、ところが除籍になっていた。この卒業証書が本物なのかどうなのか、偽物といううわさが立っていたり、だったらあなた自身が本来であれば、本物の卒業証書はどういうものなのか気になって、自分が持っているものと比べてみようとか、そう考えるのが普

通であると私は思う。ここに本物の東洋大学の卒業証書のコピーがある。あなたが行っていた法学部とは学部が違うが、いろいろと聞いていくと書式は変わらないようである。あなたの持っていた卒業証書なるものと、私が今示している本物のコピーと比べて、どうであるか。

[事務局 委員から証人へコピーを送付]

○6番（杉本一彦君）あなたの持っていたものと比べて、ほとんど同じものなのか、それとも、やっぱり違うのか、その辺り見比べて、感想でもいい、教えていただきたい。

○証人（田久保眞紀君）拝見させていただいたが、年代も分からぬし、学部も違うということで、また、見比べるものも今持っていないので、確定したことは言えないが、特に問題はないのかと思う。

○6番（杉本一彦君）問題がないということは、それとほとんど同じである、という解釈でよろしいか。

○証人（田久保眞紀君）感想でいいということだったので、感想としては問題ないのではないかという感想を述べさせていただいた。事実関係については、今見比べるものを持っていないで、確定した事実として申し上げることはできない。

○6番（杉本一彦君）はっきりしたことは言えないということだと思うが、大体の方はこれを少しでも見た方は、それぞれいろいろ言われているが、あなたの持っていたものが、私が聞き取りをする中では、それとは少し違うものなのかということを聞いている。アルバムに移る。あなたが根拠の一つとして持ち歩いていた平成4年3月卒業生のその年代の卒業アルバム、秘書広報課の担当もあなたから卒業アルバムを見せられて、これが私だと示されたという証言もある。あなたが平成4年3月に東洋大学を卒業しているとすれば、あなたの持っていた卒業アルバム、これである。1992年東洋大学。あなたが持っていた卒業アルバム、あなたがこうやって一部の人に見せたりもしているから覚えていると思うが、このアルバムを見ていただいてあなたの持っていたアルバムと、同じものなのかどうなのか教えてもらえるか。

[事務局 委員から証人へアルバムを送付]

[証人 アルバムを確認]

○委員長（井戸清司君）証人、お答え願う。

○証人（田久保眞紀君）ざっと拝見したが、問題ないのではないかと思う。

○6番（杉本一彦君）問題がないか、あるかの話ではなくて、あなたの持っていた卒業アルバムは、それと同じものであるか、と聞いている。

○証人（田久保眞紀君）今見比べるものがないが、同じと思って問題ないかと思う。

○6番（杉本一彦君）同じものであるということでである。続いて、なぜ持っていた卒業証書なるものを提出しなかったかというところを少しお聞かせいただきたい。7月7日のあなたの会

見以降、あなたは卒業証書の扱いについては、本物か偽物か検察に上申書とともに提出して判断を委ねるとか、卒業証書を提出すると刑事訴追のおそれがあるので、本委員会には出せないだとか、あるいは公職選挙法違反の刑事裁判を受ける中で、その証書があなたにとって不利な証拠になるとか、私たちには全く理解できない。6月28日まではその証書が本当に本物であると信じていた人の判断とは思えない対応になってきていることに違和感を感じていたんだが、あなたはこれを本物だと思い込んでいたわけだから、それならその証書が実際は偽物であったとしても、速やかに、本委員会から提出を求められれば、本委員会に提出して、本委員会等とともに、その証書の真贋等の調査を進めるといったところの方が、あなたにとっても自然の流れであったと思うし、良かったのではないかと思うわけだが、分からぬ。なぜ、あなたが6月28日までは、あなたの中では本物であった証書をなぜここに提出することができないのか、またあなたの弁護士の言うこの証書を提出すると裁判で不利になるというのがどういう意味なのかよく分からない。何が言いたいかというと、たとえ偽物であったとしても、あなたは30年以上にわたって、本物の証書と信じていたわけである。あなたにとっては、この一連の問題の肝の部分だと思うが、あなた自身がこの公文書の虚偽記載の問題において、公職選挙法に係る虚偽記載も同じである、これから司法でいろいろされると思うが、これら調査の中で、あなたに仮に罪を犯そうとする犯意、犯罪の意識があったかなかつたかというところが、重要な肝の部分になると思うが、その視点から考えると、どう考えてもいろいろな理屈をつけて提出しないというのは、市長、あなたが、犯意を認めているというようにしか見えないが、もう1回改めて、あなたがなぜ本物だったと思っていた証書をここに提出することができないのか、あなたの言葉で聞かせていただけないか。

○証人（田久保眞紀君）私が提出しない理由という質問でよろしいのかと推測するが、その理由については、前回書面で委員会にお示しした回答書のとおりである。

○6番（杉本一彦君）要するに、刑事訴追が裁判で不利になるであるとか、そういう理由で出せないということであると思うが、それを提出するとみんなに見られると不利になると認めているということである。要するにそういうことが分かっているということなのか。それでなければ出さない理由、おかしいではないか。6月25日、私の本会議の質問、私はあなたに平成4年3月に東洋大学法学部卒業しているかと聞いた、あなたが初めて卒業していなかつことを知る3日前の質問であった。でもこのときあなたはお答えにならなかつた。なぜ卒業していると思っているあなたが、その3日前に卒業しているかという議会の質問に答弁できなかつたか教えていただきたい。

○証人（田久保眞紀君）議会の答弁のお話という質問でよろしいか。議会の答弁の質問については、今回この本委員会で調べるべき行政事務手続との関連性について、関連性のないものに關

しては、回答はこの場では差し控えさせていただきたい、そのように考えている。

○6番（杉本一彦君）これは、今回のこの話の肝となる、あなたが本当に卒業していたと思っていたか、そこを調査するための質問であるから、これは完全に関係する。要するに、6月28日に卒業していなかったことを初めて知ったあなたが、6月25日は卒業したと思っているわけである。でも、もう6月25日にあなたは卒業しているかしていないかの質問に答えていない。それは6月25日の時点ではあなたはもう卒業していないことを分かっていたのではないかということで質問している。

○証人（田久保眞紀君）今の質問に対する回答としては、6月28日に初めて私が大学に行ったときに、卒業していないという事実、それから除籍になっているという事実を知った。ということは、その前の時点では事実確認として、まだ大学に赴いて自分が除籍になっているという事実を得ていないので、その時点では確定のしない、要するに事実関係としてはつきりしないことに関しては回答を控えた、そのように解釈していただくのがよろしいのではないかと思う。

○6番（杉本一彦君）おかしい。6月28日にあなたが確認を行った、だってあなたが卒業しているかしていないかを大学に確認しなければ分からぬとは、事実確認がはつきりしていなかつたとは、おかしいではないか。普通誰だって大学に確認に行かなくたって、卒業しているものは卒業している。6月25日にはあなたは卒業していると、普通に思っていた、それが何で、6月28日の前の6月25日に卒業していると自分の言葉で、答弁できなかつたのかということを聞いている。

○証人（田久保眞紀君）議会での答弁というのは大変重いものである。議事録でも残るし、公式な発言である。議会で答弁するに当たっては、きちんと事実確認を取った上で答弁する、それは私の方針であるので、そのとおりということで解釈していただきたいと思う。

○6番（杉本一彦君）そこもよくわからない。事実確認というか、別に卒業していると思ったら卒業している、普通は、それで答えればよい。でもそのときに答えられなかつた理由が、自分が卒業しているかしていないか、確認ができていなかつたからしなかつたという答弁だったと思う。市民の皆さんがあなたが聞いていてどう思うかということだが、私はとてもとても信用できない。あなたが、市議会議員に就任したときからの話も含むが、これまでの聞き取りや様々なあなたの選挙資料等を見ると、あなたの学歴の記載に、今回の選挙もそうだが、一貫性がない。普通に東洋大学を卒業していたと思っているあなたが、ある報道の調査書には入学と書いてある、あるものには書いていない、その辺の一貫性がない。書いていたり、書いていなかつたり、入学と書いたり、卒業と書いたり、それは普通に考えるとやっぱり違和感がある。そういう使い分けを普通の人はしないと思う。学歴を書かなければ一切書かない、書くのだったら東洋大学を卒業したなら卒業と書けば、そうなればいいのだが、いろいろなものを調べると、書き

方がみんな違う。その一貫性がないこと、その使い分け、それはいったい何だったのか。

○証人（田久保眞紀君）質問の意図的に、私が自身で書いた、つまり自分自身で作成したのは選挙公報になるので、選挙公報を見ていただきたい、そのように思っている。

○6番（杉本一彦君）選挙公報だけではなく、あなたが学歴を問われたときの様々な、分かりやすく言うと、報道等の調査票もそうであり、市議会議員のときはどうだったという話になるし、あなたの最終学歴の記載に一貫性がない。それはいったい何なのかと思って質問しているのだが、その記載のとおりではなく、長い変遷の中であなたが学歴、履歴書みたいなものはある、それも同じである。そういうしたものに一貫性がないのは何なのかということを聞いている。

○証人（田久保眞紀君）私が作成した公式のものとしては選挙公報になる。市議会議員時代から市長選まで選挙公報の記載について、私は一貫性があるとそのように考えている。

○6番（杉本一彦君）一貫性はない。いろいろ調べるとそのときによって書き方が違うし、今回の市長選挙だけとっても、入学と書かれているものがあったり、調査書には卒業していると書かれたり、そういうものの一貫性がない。核心の部分を聞くが、6月28日の話をさせていただく。市長自らが大学に出向いて初めて除籍ということに気づく。これまさに、卒業していたと思っていたあなたにとってみれば、除籍ということを初めて知るわけだから、晴天のへきれきである。あなたが卒業を本当にしていたと思ったなら、これはものすごく驚いたと思う。私たちだって、疑ってはいたけど、あなたが卒業していないなんて思っていないから、それが除籍だったという報告を聞いて驚いたくらいだから、本人であるあなたはものすごく驚いた。ここは核心の大きな一つだと思うが、7月2日、7月7日あなたの会見の中であなたが言っていたこと、卒業していたと思っていたら除籍になっていた、あるいは除籍になっていたとしても自身の保証人も除籍の通知は受けていない、卒業証書は手元にある。なぜ、これ、すごく大事なことである。これだけ大きな問題に発展している。ここに大きな肝が一つあるが、普通だったら大学がおかしい、卒業しているあなたが除籍になっているのだから。本当に卒業していたというなら、あなたが戦うべきは本委員会でも本市議会でもなく司法でもない、東洋大学である。東洋大学に、最初から抗議というのは穏やかでないかもしれないが、徹底的にどうなっているのだということを、普通であれば東洋大学に訴える、これが普通であると思う。東洋大学を卒業していたと思っていたあなたが除籍になっていた。東洋大学とのやり取り、これまでの結果を教えていただきたい。

○証人（田久保眞紀君）6月28日に初めて私が除籍である、つまりは卒業していないという事実を知ったことに関しては、会見の時にも申し述べたとおり、何よりも匿名の普通郵便の中に、私しか本来知り得ないはずの個人情報である除籍というものが先に記載されていたことに対して、非常に驚きと不安と、残念ながら怖さと気持ち悪さを感じたと、それが一番であったとい

うことには変わりない。また、東洋大学に関しては、先に本委員会で恐らく東洋大学に照会をかけたということがあるので、その照会の結果をもって本委員会で調べるのがよろしいかと思うが、私としてはそのときにもう除籍になっている、卒業ができていないという事実を知った時点で、その卒業ができていないという事実に関して東洋大学と争う、そのような考えについては全くない。

○委員長（井戸清司君）杉本委員、他の委員も質問があるので適当なところで切り上げて……。

○6番（杉本一彦君）それも、これだけの大問題になって、卒業していると思っていた人が除籍であったなんてことが分かったときに、これまでのあなたのいろいろな対応を見てて、そんなにあっさり引き下がる問題であるのかと思う。あなたはこれまで、会見でも言ってきた学生時代の生活実態は、いろいろ会見の中でも言っていた。あなたは大学時代の後半バイク等を乗り回し、自由奔放な生活を送っていたと言われている。これはどうなのか、それでもあなたは卒業していたと言っているわけだから、確認させていただく。あなたはそのような私生活を送る中で、大学卒業に必要な、東洋大学は124単位必要と言われているが、各年に最低限必要となる履修を経て単位を取得するわけだが、平成4年3月に卒業ということを言っているわけだが、普通にいけば入学したときから順調に4年間大学生活を、単位を取るに当たっては順調に進んできたと、1年、2年、3年と順調に進級して、少なくともあなたが卒業する年には4年生であった、断言できるか。

○証人（田久保眞紀君）質問の意図だが、私が4年生であったかどうか、ということであるか。

一応、除籍ということで、事実関係を知ってから、私の在籍期間証明書を大学に申請した。それによると、いわゆる4年生の3月31日まで在籍をしていたということで、証明いただいているので、私としては4年間4年の終わる3月31日まで大学には在籍していたと、そのように認識している。

○委員長（井戸清司君）まだ、あるか。

○6番（杉本一彦君）少し、今まで。少しニュアンスが違う。4年間在籍したという証明ではなく、私が聞いているのは、4年間順調に1年、2年、3年、間違いなく、あなたは除籍になってしまふわけだが、除籍になった平成4年の時点ではあなたは4年生だった、4年生になつていなければ卒業なんてするわけないから。だから、4年生であったということは、はっきり断言できるか。

○証人（田久保眞紀君）何をもって4年生であったかという質問と捉えてよろしいか。私の今回のこのようなことが話題になってから、現在私の大学の友人であつて同級生という人間、みんなほとんど連絡が取れる状態になっている。であるので、私の方で同級生に聞き取りという形で、みんなに照会をしたが、私が4年生であったことはまず問題がないであろうということ、

それから私が大学に在学していたときのシステムとして、実際に証言の中で、大学7年生まで行って退学していたという友人が1名、8年まで行って卒業の確認ができないと言っていた卒業生が1名、それからほかにも留年したという友人が何人かいたが、いずれの場合も4年生、5年生、6年生、7年生というように大学のシステムがなっているということであるので、私自身は4年間在籍したのであれば、最終的には4年生であったとそのように考える。

○7番（四宮和彦君）杉本委員からの質問とも関わるところが出てくると思うが、先ほど来、6月28日に除籍を初めて知ったということを強調しているわけだが、そうであるならば、それ以前は大学を卒業していたものと認識していたということに必然的になるのではないかと思うが、大学に進学したのに、卒業したのか、まだ在学しているのか、あるいは中退になったのか分からぬ状態として認識していたなんてことはありえないわけだから、そうであれば、卒業したものとして認識していたのであろうということは推定できる。市長がこれも選挙前に市長選の直前に作成した、恐らく後援会向けに制作した、いわゆる討議資料という我々の業界でいうところの資料になると思うが、開くとA4版になるリーフレット、そちらには略歴として東洋大学法学部経営法学科進学というふうに記載がある。卒業したという認識があれば、進学と書くことは不自然ではないのかと思うわけである。経歴に進学とか入学とか記載をする場合は大学に在学中の学生がアルバイト先の履歴書に書くであるとかでない限り、大学進学とかという書き方をするということは常識的にあり得ないと思う。卒業していたというのであれば、卒業と書くはずだと思う。だからなぜ卒業していたという認識であるにも関わらず、卒業と書かずに進学という記載をしたのか、その辺はどういう観点からこの進学という言葉を選択したのか。

○証人（田久保眞紀君）私の選挙時に使用したリーフレットに関する質問かと思うが、実物を持っていないので、記憶の中での発言になるが、あれは経歴として何年何月、私が小学校に入學し中学校に入學し卒業してというものではなくて、プロフィールの中で東洋大学に進学を機に東京に出て、そのまま東京の会社に就職して働いていた。その後、Uターンして伊東に戻ってきた、そのような記載、文書になっていたと記憶している。

○7番（四宮和彦君）そういうことであれば、それで結構だが、進学と書くべきではなく、卒業と普通書くべきである。卒業しているのであれば。田久保市長がそういう認識であれば、そういう認識であったということにしておく。次に聞きたいのは、市長が東洋大学から授与されたものであるという認識であった卒業証書のほか、在籍証明書等の証拠資料は上申書とともに静岡検察庁に提出して調査をしてもらう旨の発言が記者会見の中で行われていたが、上申書の提出までには10日から2週間程度の時間がかかるという説明が、そちらの代理人弁護士から行わっていたわけだが、既に1か月以上が経過している。この時点で上申書を静岡検察庁に提出

するということは今後ないということでよいか。

○証人（田久保眞紀君）今後の予定についての質問ということでよろしいか。今後どうするかについては、今後のことであるので、検討していくとしか現在のところ申し上げられない。

○7番（四宮和彦君）では、今時点での話でいい。当初はもっと早い段階で上申書を提出すると言っていたわけである。何で今現在出されていないのか、その理由を伺う。

○証人（田久保眞紀君）その辺りは、文書で先に回答書として示しているとおりである。そちらを拝見していただければと思っている。

○7番（四宮和彦君）上申書の提出を取りやめたということに関しては回答書の中にはそういう文言は一言もなかったと思うが、改めてここで証言いただきたい。

○証人（田久保眞紀君）私が今質問の答えとして、なぜ提出しなかったかという質問ということで答えた。

○7番（四宮和彦君）上申書を検察庁にて、本委員会の話ではない、今言っていることは。上申書を検察庁に出すのは、要するにそもそも言っていたタイミングで出てなくて、今現在まだ出でていないわけである、上申書は。そのことについて、なぜ出すのを取りやめたのかということを私は聞いているわけである。

○証人（田久保眞紀君）補助者の助言を求めてよろしいか。

○委員長（井戸清司君）補助者の助言を認める。

[証人 補助者へ助言を求める]

○証人（田久保眞紀君）回答としては、状況が刻々と変化しているので、その都度弁護人だとか相談をして、どのようにするか決めるので、その結果として今の状態がある、そのように回答させていただく。

○7番（四宮和彦君）定型句のように状況の変化と言われるが、何の状況が変化したのか。7月2日、あるいは現在というところで、記者会見で言ったことと現在とで、どのように状況の変化があったのか、その辺を具体的に説明いただけますか。

○証人（田久保眞紀君）現在の質問だが、広報いとうの編さんの行政手続に関する部分との関連性というのがよく分からぬが、何度も繰り返しで申し訳ないが、状況が変わると、その都度一番最適であるという、そういったことにしてるので、状況が変わると現在の状況も変わるというしか私はお答えできない。

○7番（四宮和彦君）本委員会の行政調査とどう関係があるのか理解できないということだが、私たち本委員会は、卒業証書の提出拒否理由について記録提出を求めたわけである。それはなぜかと言ったら、広報いとうの編さんに卒業証書が提示されたということで、誤認があったのではないかということから事実関係を調査しているわけである。それに対して記録を提出し

ないと、当初7月7日の段階では検察庁にこれは提出すると言っていた。検察庁に提出しないのであれば、今弁護士が金庫に保管しているわけなので、本委員会に提出することは何ら問題がないという理由から私は伺っている。その辺のところをもう少し言うと、例えば先ほどもあったが、偽造私文書行使という形で相手をだます意図を持って、その行為を行ったということではない限りにおいては、市長自身にはその犯罪に対しては故意がないわけである、つまり犯意がないわけである。犯意がない状態であれば、仮に例えば警察が公職選挙法に関するものは告発を受理しているかもしれないが、その他については受理されていない状態なわけである。その中で、仮に今後何らかの形でその部分が、告発が受理されて捜査が始まる、あるいはそれが送検されて起訴される事態が発生したとしても、静岡検察庁は公判なんて維持できない、市長に犯意がないわけなので。犯意がなかったら構成要件を満たさないわけである。市長自身が錯謬に陥っていて、自分が卒業していたんだと思っていたからこういうふうに卒業証書を見せたという話になっているわけなので、そこに犯意が存在しない以上は、そこに提示された卒業証書自体が、仮に東洋大学が授与したものでなかった、別のものだったとしたって、それだけで構成要件は満たせないわけで、市長が意図を持ってそれを行使しない限りにおいてはそういう犯罪は立証できないわけである。そのようなものを検察が起訴するわけないわけである、公判維持できないものを。そもそも静岡検察庁というのは、東京地検特捜部みたいな捜査権限があるような組織ではないわけである。実際に過去をたどってみても、袴田事件で意見表明か何かしたのがせいぜいな話であって、犯罪捜査なんてかつて歴史上行ったことがない組織である。何か調査を行って、事実関係を明らかにする組織ではないわけなので、単純にそういったところで犯罪の構成要件に該当するかしないかしか判断することはないので、そうだとしたら刑事訴追の可能性なんて全くないわけである。そうであればそれを提出する行政調査の目的で本委員会に提出することは可能ではないか。それをなぜ拒絶するのかという理由から今の質問を行っているわけである。それとも刑事訴追以外に本委員会に卒業証書を提出できない根拠というのが何かあるのか。市長には犯意がないのか。

○証人（田久保眞紀君）繰り返しで申し訳ないが、本委員会に提出をしない理由についてはそのないように、文書で2回ほど提出しているので、そちらをご覧いただきたい。四宮委員の見解や推測に基づいて私が何かここで証言をするというそのようなことは差し控えさせていただきたい、そのように思っている。

○7番（四宮和彦君）私はここで主観的なものを言っているわけではない、客観的な話をしているわけである。法律上どういう形で物事が進められるのかということを。実際に静岡検察庁とはどういう組織なのか、歴史的な経緯から組織構成からちゃんと調べた上でものを申し上げている。私が個人的な感想を述べているわけではないということは理解していただきたい。もう

一度繰り返す。本人は除籍になっていたことを知らずに、卒業していたものという錯誤に陥っている以上は、そこに犯意はないわけである。刑事訴追の可能性はそもそもない、錯誤に陥っている以上は。そもそもないものであるのに、なぜ刑事訴追の可能性というものを持ち出すのか。つまり先ほど回答書に書いたのでそれ以上のことはないということだが、私は回答書的回答が正当な回答ではないからこの質問をしている。正当性がないから提出してくれないかというお願いの意味も込めて言っているわけである。そうでないのであれば刑事訴追の可能性がないとしたら、刑事訴追の可能性以外に卒業証書を本委員会に出せない正当な理由というのがほかにも存在するのかということを伺っている。

○**証人**（田久保眞紀君）質問的回答として、今後どうなるかについて決定するのは、四宮委員でもなければ私でもないので、その点についてそうであるというふうに、仮定の話をされても私はそれについては回答ができないというのが現実である。あとは、回答書に書いてある事実に正当性があるかないかについては、それを決めるのも私でもなければ四宮委員でもないので、本委員会で諮った上で決めていただく、それがよいのではないか。

○**委員長**（井戸清司君）この際、重ねて証人に申し上げる。尋問に対しその趣旨と異なる証言をしているものと認められるので、的確に証言するようにお願いする。なお、再三の尋問にも関わらず、証人が尋問に的確に答えていないと認められるときは、これを証言拒否と解されることとなるので、注意願う。また、補助者にも申し上げる。証人の代弁者とならないような助言をお願いする。

○**7番**（四宮和彦君）改めて聞くが、特別委員会が調査対象としている行政上の事務とは何か市長はその点についてきっちりと理解をしているか。我々が行っている行政上の事務調査というのは何であるのかということを市長はどのように理解されているのかお答えいただきたい。

○**証人**（田久保眞紀君）私としても、広報いとうの編さんに関わるもの、それから入札に関わることということで通知は頂いている。提出要件であるとか、出頭通知にもさらに細かく要件を書いていただけだと認識が違ったかもしれないが、私はそのように認識している。

○**7番**（四宮和彦君）そのとおりである。我々が現在調査しているのは、広報いとう7月号の制作過程についてをやっているわけである。今後入札の中止についても入るわけで、繰り返すが公職選挙法違反を調査しているわけではない。現在告発が受理されている案件に関してだが、既に告発が受理されている事案と、私たちが調査している事案というのには、直接的な結びつき、関係はない。その辺のところがちゃんと理解されているのかということだが、事務執行の過程において、違法行為またはその手続上の過失や瑕疵がなかったかということを調査しているのであって、広報いとう7月号に市長プロフィールを掲載するに当たり、手続上の瑕疵がなかったかを確認する上で、学歴を証明するものとして提出されたとされる卒業証書を今からで

も遅くはないので、本委員会に提出して事務調査に協力していただくということは、どうしてもできないのか、いかがか。

○証人（田久保眞紀君）補助者の助言を求めるよろしいか。

○委員長（井戸清司君）補助者の助言を認める。

[証人 補助者へ助言を求める]

○証人（田久保眞紀君）提出しない理由については、重ね重ねで大変恐縮だが、回答書に文書で記載をしているので、そちらが全てになる。

○7番（四宮和彦君）提出するかしないかは回答書に書いてあるということではなく、刑事訴訟法上にしたって何にしたって、本人が認めれば提出できるわけである。弁護士が預かっていようが何しようが、それは田久保市長本人の判断なわけである。田久保市長が調査に協力する、行政の長なのだから行政検査をやっている人たちには、協力する義務があるのでないか。その辺のところはどうか。田久保市長が出したくないのか、あるいは弁護士の助言において出すべきでないと判断しているのか、そちらはどうであるか。

○証人（田久保眞紀君）出したくない、出したいといった希望のことではなく、回答書に記したとおり、理由としてはそのとおりである。

○7番（四宮和彦君）回答書の中身では分からぬから追加して聞いているわけである。そこを答えていただかないとということになると、証言拒否として解釈せざるを得ないが、それでよろしいか。

○証人（田久保眞紀君）回答書に記載した以上の理由というのは、今のところ特段ないので、私としてはこのように回答するしかないと、そのように考えている。

○7番（四宮和彦君）分かった。卒業証書の提出拒否に関する質問は以上とする。次に証書番号なんかをはじめとして卒業証書とされている書類に関することについて伺っていきたい。まず、卒業証書には、証書番号というものが記載されているはずだが、証書番号を東洋大学に問い合わせれば卒業証書が授与されたかどうかについては、本人が確認可能なはずである。その辺について大学に証書番号を既に確認されているか。

○証人（田久保眞紀君）私としては、卒業はできていないので、もう卒業はできていない、それから除籍になっている、もうこれが事実で全てなので、それをもって事実として受けて止めている。

○7番（四宮和彦君）私が言っているのは、田久保市長が卒業をしたのかしていないのかの認識の問題を聞いているのではない。卒業証書が東洋大学から授与されたものなのかそうではないのか、いったい何なのかを伺っている。東洋大学から授与されたものであれば、東洋大学には卒業証書授与者台帳というものが永年保存されているはずなので、そちらの番号を問い合わせれ

ば台帳に基づいてその番号が誰であるのかその番号が存在するのかしないのかということが即座に判定できるはずである。であるから、それを大学へ問い合わせてはいかがかということを聞いているのであって、なぜ証書番号についての問合せを行っていないのか。

○**証人**（田久保眞紀君）そのような台帳は永年保存されている、それは間違いないのかという確認が取れていないので、必要である部分があれば助言いただいたので今後大学に問い合わせることも検討して参りたい、そのように考えている。

○**7番**（四宮和彦君）卒業証書授与者台帳というものは学校教育法で定められているので日本に存在する全ての大学に存在する。これについては東洋大学にはないなんていうことはありえないでの、きっちりその辺のことは調べていただくとよろしいかと思う。もう1点、代理人弁護士が金庫で保管されているというわけなので、弁護士も同席されていることなので、持ち帰っていただくなり証書番号を確認していただきたいと思うのだが、その辺はいかがか。一両日中にその辺は可能だと思う。

○**委員長**（井戸清司君）暫時休憩する。

午前11時25分休憩

---

午前11時25分再開

○**委員長**（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**証人**（田久保眞紀君）大変申し上げにくいが、私も今大学に問合せを個人的にかけたが、残念ながら今夏休みになってしまっているので、9月19日まで恐らく大学は夏休みということで、それ以降大学の窓口が開いたら、必要に応じて問合せなどしたい、そのように考えている。

○**7番**（四宮和彦君）分かった。大学が夏休みで確認できないということなら、大学が夏休みを明けて教務課が開いたなら即座にその辺は対応いただきたい。次に除籍になったという事実については、市長自身が発信していることなのでそのことについて伺いたい。除籍になったということについて、市長が臨時記者会見で発言しただけで、除籍になったことを証明する書類等がどこかに提示されたり、本委員会に対して提出されたりしたわけではない。市長が東洋大学に在籍していたことを証明する書類というのは、今、今日持っているのは別として、これはいつでも提出できる状況にあるのか。

○**証人**（田久保眞紀君）こちらは会見でも何度も申し上げたが、私が除籍になったということで、大学から卒業証明書の替わりに頂いた在籍期間証明書に関しては、そのときに3通提出用に申請をして、2通は厳封した状態、1通は私が確認する状態ということで保管している。だが、今までその提出を求めるというようなことはなかったので、引き続き私が保管している。

○**7番**（四宮和彦君）在籍期間証明書ということは、平成4年3月31日まで在籍していたとい

うことを証明するものであって、除籍であったということが証明される書類にもなっているのか。

○証人（田久保眞紀君）在籍期間証明書は、提出を求めていただければ、先ほども申したとおり、いつでも提出ができるように用意しているので、それは確認していただきたいと思う。そこに記されているのは、私が4年間大学にちゃんと在籍をしていたという証明になる。除籍になつたかどうかについてが、そこで分からぬことになると、ただ卒業証明書が出ずには在籍期間証明書が出ているので、私は卒業ができていなくて在籍した期間だけが証明された、イコール除籍または退学ということであるかと思う。

○7番（四宮和彦君）今の話だと、除籍になった理由自体はよくわからない、除籍または退学という話になってしまふわけなので、市長は何をもって除籍という判断をされたのかということを伺いたい。

○証人（田久保眞紀君）6月28日に私が大学の窓口に行って、まず卒業証明書の申請をした。その際にしばらく時間があつてロビーで待っていたが、窓口から呼ばれて除籍になつているとの説明を受け、除籍になつた方だとお出しできるのは在籍期間証明書であると、そのように説明を受けた。

○7番（四宮和彦君）分かった。除籍であるというものを直接的に証明する書類というものが存在するわけではなくて、大学の教務課で除籍になつていると、ついては取れる証明書は在籍期間証明書になるということで、在籍期間証明書を取つてもらえばという話になるわけか。

○証人（田久保眞紀君）正式に大学から発行してもらった書類については、在籍期間証明書というものになる。ただ、在籍期間証明書を発行するに当たつて大学から除籍になつているというものは見せていただいた。パソコンから出力のものを。それについては、大学に許可を取つて撮影させていただいてもよろしいかと言つたら、どうぞということだったので、撮影した画像は除籍ということで記載したものを持っている。

○7番（四宮和彦君）その画像として撮つてきたものに関しては、本委員会の求めがあれば提出可能であるということでよろしいか。

○証人（田久保眞紀君）今まで求めがなかつたので提出していないが、必要ということであれば、改めて請求書を出していただきたい、そのように考えている。

○7番（四宮和彦君）何でこんなに聞いているかというと、除籍になる場合の理由というのは、報道機関が大学広報課に確認しているようだが、東洋大学学則第38条ということろに規定されていて次のようになつてゐる。第38条、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は所定の手続を経て除籍する。1授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者。2第20条に規定する在学年数を超えた者。ここでいう在学年数とは、休学期間を除く通算8年間とのよう

である。3として第35条第2項に規定する休学期間を超えた者。この休学期間というものは、連続する2学期、例えば第4学年次にいたとして、春学期秋学期連続して1年間休むと除籍である、そういう形にならないと。あとこれは新入生の話だが、4番目として新入生として指定された期限までに履修登録を行わないこと、その他本学において修学の意思がないと認められる者、第5として、外国人留学生に関して、外国人留学生で出入国管理及び難民認定法に定める留学の在留資格の入国査証の発給が拒否された者、この5つの理由だけが規定されている。この5つの中のどれかに該当したから除籍になったはずである。これは学則で規定されているものである。5が留学生に対するものであるから、除籍理由として考え得るものは、新入生で除籍されていないから、1から3までのいずれかの理由で除籍になったと思う。つまり、学費が未納であったか、在学年数これも違う、在学年数は8年間在籍できるわけだから、4年で除籍になっているということは、ここに該当する可能性もないのだろうと思う。1か3かという話になる。学費の未納なのか、連続する2学期間を休学してしまったか、そのいずれかの規定に該当している可能性が高いのだろうと思うのだが、自身の大学時代の生活を振り返ってどちらが該当する可能性があると考えられるか。

○**証人**（田久保眞紀君）休学ということは休学届を出したら休学ということだと思うが、休学届を出したという記憶は一切ない。

○**委員長**（井戸清司君）ほかの方も質問があるので、ある程度の時間で。

○**7番**（四宮和彦君）そうすると、残るのは学費の未納ということだけになると思うのだが、間違いなければ、在籍期間証明書のとおりその籍があるということだから、それを信じた上で、平成4年3月31日付で除籍になったということは、少なくとも第4学年までは学費を納入していたということだと思う。最終学年で単位を取得できなくて、卒業できなくなって、5年次の費用を納入していないのではないかという可能性が高い、今の答えで言うと。そうだとすると、学費の納入だとかということは、何年次まで行っていたかということは、少なくとも4年次までは行っていたと思う。第5年次には学費の納入はしているのか。

○**証人**（田久保眞紀君）学費の納入は4年間しっかりしていた。そこまでは確認が取れている。

○**1番**（佐藤 周君）これまでのやり取りを聞いている中で確認できたことだが、田久保市長は30年間、この前大学側も卒業証書は発行していないと言ったことからすれば、偽物の卒業証書をつかまされたということである。だから、だまされていたわけである、田久保市長は、誰かに。だから田久保市長は悪くないということでよろしいか。

○**証人**（田久保眞紀君）非常に回答が難しい質問だが、強いて申し上げるとすると、推測や意見ではものを申し上げるのは差し控えさせていただきたい、そのように考えている。

○**1番**（佐藤 周君）答えられないとは言うが、客観的に見れば、誰かに偽の卒業証書をつかま

されていて、自分は卒業していたものだと、ずっと思っていた。これまで、今回市長選の話だが、就職の場面だとか、そういったときに自分が大学を卒業したというあかしとして、その卒業証書を使ったことはなかったのか。

○証人（田久保眞紀君）私が今まで職歴の中でそういったものを求められたことはなかった。

○1番（佐藤 周君）分かった。先ほど来、文書を出すことを拒まれている。一方で在籍していたという証明書は出すという、それは本人の不利益に関わることから、私から見ると選んでるしか思えないわけである。どちらも文書なわけで、物理的に出せないというわけではないのであるから、そうしたときに市長が回答書、8月8日に出さなかつたということに、主観的構成要件、要は公職選挙法違反虚偽事実の公表罪の判定のために、主観的構成要件に関わるから出せないと言っているが、本来逆に言えば、市長はだまされていた、いわゆる被害者なわけである。こうしたことからすれば、それを私はだまされていたと言葉で言うのではなくて、だってこの卒業証書がある、その証拠として、だから私はだまされていたと言った方が有利に働くのではないか、それを出せないということの方がおかしいと思うがいかがか。

○証人（田久保眞紀君）回答がなかなか難しい質問だが、私が誰かにだまされていたという事実関係は今のところ立証されていないので、誰かにだまされていたという前提で話をするのは、差し控えさせていただきたい、そのように考える。

○1番（佐藤 周君）とはいいうものの、自分は卒業していたと思っていた、大学は卒業証書を出していない、でもある、ものがある。ということは、その卒業証書と思われるもの、でもそれは偽物で大学は出していないのだから、その偽物を出していないという、これを市長は出さないと言っているけど、唯一出さないという理由が通っていく、つじつまが合うというのは、間違いなく自分は卒業していないということを認識しているからこそ、出さないというふうにしか結びつかない、誰が客観的に見ても。それを今まで杉本委員も四宮委員も言ってきたことだが、証人としてもそこは絶対に口を閉ざして証言しないけれども、客観的にここにいる誰が見てもそうとしか思えない。私はやっぱり白黒で言えば、黒だなと感じるところはある。一点質問させてもらうが、過去に東洋大学を卒業していないという旨を誰かにしゃべった記憶はあるか。

○証人（田久保眞紀君）質問の前段の部分について補助者の助言を求めたいと思う。

○1番（佐藤 周君）質問するのは、自分が大学を卒業していないということを誰かに話した記憶があるかである。

○証人（田久保眞紀君）重ねてになるが、私が卒業できていないという事実を知ったのが6月28日になるので、それ以前に私がそのような話をすると、そういったことはないというふうに思っている。

○1番（佐藤 周君）今の証言から、田久保市長がこれまで誰にも自分が卒業していないといったことを言っていないということは確認できた。最後の一点、田久保市長は公人、市長である。恐らく、全国の東洋大学の卒業生が自分は卒業していたと思っていたが、していないかもしれないという不安にかられると思う。その先の想像とすると大学には卒業証書、証明書確認、問合せが物すごい状態になっていると思う、確認したわけではないが。私も自身の大学に卒業証明書を発行依頼した。1週間以内に普通郵便で届いた。これまで、田久保市長がそういうこともしてこなかった、疑いがずっと前からかけられていた、もしくは自分が市議会議員選挙に出るときからそういうことがあったのにしてこなかった。公人として今となってもこういった混乱を起こして。大学も非常に迷惑がかかっている状況であると思う。それは田久保市長がどういう認識であったかは別として、公人として今の混乱を招いたということをどう思うか。

○証人（田久保眞紀君）どう思うか、ということで合っているか。大変混乱と心配、迷惑をかけたことに関して、私の不徳のいたすところである、そのように考えている。

○3番（竹本力哉君）今まで卒業証書のことについていろいろと話をしたが、本来単純な話で、卒業証書の真贋、ただこれ1点である。それが広報いとうにあのように記載されてしまったということにつながっている。それについて、卒業証書は当初自分でも本物であると思っていた、また、顧問弁護士である福島氏も、私の目から見てあれが偽物だとは思っていない、また絶対に出さないと突っ張ってもいいが正々堂々と提出して司法の判断を仰ぐことを言っていたと記憶している。その後いろいろと変遷があり、結局金庫にしまわれてしまった、という事実があると思うが、8月6日の東洋大学の発表を見ても、常識的に考えれば卒業証書と言われているものが本物ではないとみんなが言ったことであると思う。そこで、本来弁護士というのは担当する方の正当性を証明していくということと、それは法的な擁護、それに、倫理的な側面というのは当然出てくると思う。倫理的な側面とは何かというと、依頼者の言うことをただうのみにするのではなく、その主張に明らかな矛盾点や不自然な点がある場合、事実関係を調査確認し、依頼人に真実を語るよう説得する調査義務や説得義務がというような話もある。日弁連では、市民の信頼の確立というものもうたっているし、そういう点において、今回、ぼく金庫に入っているものが偽物であるというのが、大体の方はそう思うが、これに関して田久保市長自身は担当の顧問弁護士から、真実を語るように説得されたとか、それについて話をされてということの事実があるのかないのかをお聞かせ願いたい。弁護士から、今の状況、今も金庫にあるものがほぼ偽物であると思うが、市民感情とか捉えたときにその点についてアドバイスを、要はそれを出した方がいいのではないかとか、正直に言った方がいいのではないかという話を、弁護士にされたのかどうか、それを受けたのかどうかを市長に伺いたい。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 1 時 4 分休憩

---

午前 1 時 4 7 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

3番 竹本委員、もう一度説明をお願いする。

○3番（竹本力哉君）ほぼ偽物だと思われている卒業証書に関して、弁護士からアドバイスがあったのかないのか。

○証人（田久保眞紀君）ほぼ偽物というのは、少しそこの部分は外させてもらうと、今もちろん預かりについては、弁護士からのアドバイスは頂いている。私からも弁護士の先生、複数にもアドバイスは頂いている。

○7番（四宮和彦君）除籍になった事実に関することについて、途中で終わってしまったので引き続き伺いたいのだが、7月2日ないし7日の臨時記者会見の場で記者からの質問に対して、バイクに乗っていろいろなところに行って住所不定のような状態になっていて、大学後半本当に不真面目な学生だったので、といった発言をされていたわけだが、大学の後半というのは、大学4年間の後半、つまり3年生、4年生のときの2年間を指すのか、それとも大学4年次の後半ということか、その辺のところの大学の後半といったときにはどの期間を言っていたのか、確認したい。

○証人（田久保眞紀君）4年生の後半である。

○7番（四宮和彦君）そうすると、東洋大学のホームページには法学部の履修要覧が掲載されていて、いろいろな年度のものがあるので、田久保市長が在学されていたときから、変わっている部分も多少あると思うわけだが、基本的な部分で言うと法学部というのは大体どの大学もそうなのだが、各学年に履修科目が厳格に割り振りされている。つまり先取りで単位を取得するということができないのである。1年のときから、地道に積み重ね、要するに法律というのは基礎法学が修了しないと複雑な各論に入れない。段階を追ってやっていかないといけないので、そういう意味合いもあってカリキュラム編成上4年間にわたって厳格に履修科目が分配されている。その部分というのは原則的なところでいって、昔も今も変わっていないのだと思うのだが、これによると各学年に必修科目が設定されていて、第7セメスターつまり4年次の春学期修了時に、124単位の卒業必要単位数を習得していても、第8セメスターつまり4年次の秋学期で履修をしなければ卒業できないと明記されているわけである、カリキュラム上。つまり、この要覧に従えば、大学4年間の秋学期であっても科目を履修しなければ卒業できないわけである。すでにそこまでに124単位を履修していたとしても。今4年の後半で、秋学期に該当するところであるが、その時点で大学に全く行っておらず住所不定のような状態になっていた

ら、卒業できないということはまず確実なわけである。東洋大学法学部の場合、先ほども言ったとおり、そういうことが学則、それから学部ごとの履修制度によって全部決まっていることなので、要するにアルバイトに明け暮れたり、遊びほうけていたりしていたら、まともに科目履修ができない学生というのが何かの拍子に卒業したと勘違いするようなという余地がないような履修制度になっているわけである。この辺を詳細に東洋大学に照会すればすぐに分かることであると思うが、市長は大学の卒業要件について全く知らないまま4年間を過ごしてこられたということなのか。

○証人（田久保眞紀君）毎年、年初めにカリキュラムを組むので全く知らなかつたということではないのではないかと思う。

○7番（四宮和彦君）そうであるとすると、履修届を出すわけだから、きっちり4年の秋学期まで履修届を提出して科目履修が完了して単位を取得しなければ卒業できない制度になっているわけである。だったら、そこをふつ飛びしていたら卒業したと勘違いしようがないかという話なのだが、その辺のところ4年の秋学期はいったいどういう履修状況にあったのか。

○証人（田久保眞紀君）確認をさせていただきたい。秋学期という概念が私のいた……。

○7番（四宮和彦君）前期、後期のこと。春に履修届を出すのと、秋に履修届を出すこと。

○証人（田久保眞紀君）秋に履修届を出すということの確認は取れて、私の年度では秋に履修届も、春と秋2回出すというのは確定の事実ということか。

○委員長（井戸清司君）四宮委員、先に回答を1回……。

○証人（田久保眞紀君）申し訳ないが、大学の細かい制度が当時どうであったかについて、ここで確定として、本委員会の場であるし、回答するのは差し控えさせていただきたいと思う。確認をすることだと思う。

○7番（四宮和彦君）先ほど言ったセメスター制というのは1970年代から全ての大学で導入されている。春学期、秋学期という言い方をするのか、前期、後期という言い方をするのかはともかくとして、年間を2期に分けて履修単位を取得する制度についてはほぼ全ての大学で、国立私立を問わず共通している事項であると思う。この辺については、田久保市長が在学中も全く同じ履修制度であったということは断言できる。

○証人（田久保眞紀君）ほぼ全ての大学ということで、うちの大学、しかも私が在籍していたときに、そのようなものであったというのは現在のところは私の方で、本委員会の場であるし、間違った証言はできないので、証言はできない。

○7番（四宮和彦君）東洋大学法学部については学則とは別に進級制度についての内規も法学部で規定されている。この内規については第2条では学生が第2年次修了までに、卒業に必要な単位のうち48単位以上習得していない場合、第3学年次への進級を認めないとになっている。

東洋大学の場合、取得単位数の不足により進級や卒業ができない状況になった場合は、大学から郵送される書類に従って、当該学生本人が教務課において原級手続を大学に申請しない限り自動的に留年とはならない。つまり手続が取られない場合、修学の意思なしとして退学処分となる場合がある制度になっている。その辺のところで、先ほどの話に戻ると大学生活の後半を自由奔放に送っていて、大学にほとんど通っていなかったという田久保市長が、その辺のところでまともに単位を最終学年の段階で取っていたということは考えにくいわけなので、実際に除籍になっているという事態を考えれば、単位を取得できておらず原級手続に関する書類が郵送されてきているはずであると思う。これは本人に対してなのか、保証人に対してかということがあるかと思うが、卒業する意思があったのであれば、その時点で原級留置の手続を取っていなければならぬと思うが、その手続については知らなかつたのか。

○証人（田久保眞紀君）大学からそのような手続を取るようにという通知を私は受け取ったという記憶はない。

○7番（四宮和彦君）そのほかのことで言うと、同じ内規で第4条では、1年次の修了段階でということになっているが、学則に同様の条文もあって、進級基準単位に対して修得単位が著しく不足する学生については適切な指導または注意を行う、ということが、内規においても学則においても規定されている。進級基準単位が不足する学生に対して大学側が放置しておくということはまずない、学則で規定されているから。大学側はそれを義務として行わなければいけないということになっているわけなので、東洋大学法学部では単位僅少者面接、要するに単位が僅かに足りていないという学生に対して面接を4月と10月に行うということが決まっていて、これは学則に基づいて単位履修ができていない生徒を呼び出して、このままでは卒業できないということをやるために制度になっている。学生に学習状況の指導を行うというがあるので、第4年次に突然卒業単位が足りなくなるなんてないようにサポートがされる体制が学則に規定されているわけだが、そうだとすると4年次で原級留置が確定的になつたりした場合には大学側から相当に厳しく田久保市長に対して指導や注意が行われているはずだと思うが、その辺のところは学生時代に単位履修状況を認識しないまま4年間を過ごしてしまうことは多分ありえないと思うのだが、在学中に取得単位数に関して大学からの指導や注意は一度もなかつたのか。

○証人（田久保眞紀君）毎年年度の初めに履修をして単位取得する、こういった単位を取得するということで履修届を出すので、もちろん履修届は確認をしながら出していたという、そういった記憶がある。大学から厳しい指導があったかということに関しては、申し訳ないがそのような記憶は、今のところ記憶としてはない。

○7番（四宮和彦君）単位僅少者面接というのは4月と10月に行われるというのは、まさに、

履修届を出すタイミングで行われるわけである。あなた、今この単位が足りていないからこう取りなさいという形で指導や注意が行われるという制度になっているのだと思う。それがなかったとすれば、非常に順調に卒業までいってしまったと思う。だから除籍になる理由が恐らくないと思うわけである。でも実際は除籍になっていた。これが最後の質問にするが、話を戻ると、提出をかたくなに拒んでいる卒業証書についてだが、これが東洋大学が授与したものに間違いない場合には、東洋大学が除籍であるにも関わらず、田久保市長に授与したことになってしまうわけである。今の話を聞く限りにおいては、単位不足に対する指導も行われていない、注意も行われていない、全く放っておかれた。大学側の学則に規定があるにも関わらず、大学として行うべき義務を果たしていないということになってしまうわけではないか。だったら、田久保市長が卒業したと誤認して、私は卒業していたんだ、除籍になっていたのを知ったのはつい最近のことなんだとなることは、可能性としては十分にあるであろうと理解できるわけである。でも結果として、ある日突然6月28日に除籍でした。まさに田久保市長個人だけではなく、今やもう伊東市全体を混乱に陥れる事態を招いているわけである。市長に正当性があるのであれば、東洋大学のミスは非常に罪深い話である。一自治体を大混乱に陥れるような事態を東洋大学が引き起こしたわけなので。これ、許せる話ではないのではないか。市長に正当性があるというのであれば、東洋大学が誤って授与した本物の卒業証書によって田久保市長自身がしっかりとこれを東洋大学に突きつけて責任を追及すべきであると思うわけである。訴訟でもいいだろうと思う。先ほどそのつもりはないと言っていたが、この状況に至って、田久保市長は悪くないし正当性があるのに、じゃあ誰が悪いのかと言ったら東洋大学が悪いに決まっているわけである。なぜ東洋大学の責任を追及されないので。

○証人（田久保眞紀君）助言感謝する。まず、私としては、大学そのものは非常に思い出もあるし、私なりの愛着もあるし、大切な学びやでもある。そこに対して、今先ほども申し上げたが、夏休みということで、私も直接出向いて、そういった突然の訴訟であるとか、大学に責任がある、おかしいではないか、そういった姿勢ではながら話をするつもりはなく、まず、示してもらえる範囲で、示してもらえないかと、きちんとお願い申し上げて、その中で分かった事実について、皆さんにお知らせしていくと、そのような形をとりたいと思っている。それは私の気持ちである。

○7番（四宮和彦君）もはや、田久保市長個人の問題ではない、伊東市民全員が巻き込まれている、東洋大学のせいで。もはや、今こうなっては、東洋大学は〇〇〇〇と言っていいぐらい、要するに。だって田久保市長に正当性があるのだから、正当性がある人が何でこんな目に合わなければいけないのかという話になってしまってはいけない。だったら、そこは、市民からの信頼回復のためにも田久保市長自身の正当性を証明するためにも、東洋大学の責任を追及する

のが市長の義務であると私は考える。それによって、今の市民の信頼も回復につながっていくことだろうと思うし、早々に東洋大学との間に決着をつけるべきだと考えるが、その辺の考えはいかがか。

○**証人**（田久保眞紀君）何度も繰り返しで申し訳ないが、早急にということに関しては、9月の半ばまで夏休みに入っているので、早急というのは9月の半ば以降になるのかなという話になると思う。確かにそのように言っていただけるのは、私としては非常にありがたいことだと思うのだが、重ねて申し上げるとおり、私としては、私の不徳のいたすところでご迷惑を皆さんにおかけしているという部分もあるので、いきなり大学に対して、私としては出身校としての愛着があるので、いきなり大学の方に全て悪いことがある、責任があるのではないかというような、そういった対決姿勢でお話をするというつもりは、今のところない。きちんと出向いて、まず話し合いというか、私から事情をできるだけ開示してもらい、その結果を見てその先のことは決めさせていただきたい、それと同時に分かったところから、きちんと市民の皆さんに説明をしていきたい、そのように考えている。

○**委員長**（井戸清司君）四宮委員に申し上げる。ただいま東洋大学に関して不穏な発言があつたように……。

○**7番**（四宮和彦君）撤回する。

○**委員長**（井戸清司君）その部分の発言の撤回をお願いする。

○**7番**（四宮和彦君）承知した。

○**2番**（村上祥平君）皆さんが卒業証書については聞いたので、私は事務手続について伺いたい。先ほど杉本委員からもあったが、先日ネットニュースで、広報いとうが出されたことについては事務方、担当課の責任があるという発言をされていたが、発言されたことは事実か。

○**証人**（田久保眞紀君）ネットニュースは私も拝見した。私としては会見のときに権限の問題、事務権限の、稟議の判の問題を申し上げたので、責は全てあるという発言ではなく、権限が私にはない、最後の決裁の判を押す立場に私がいるということを説明した。

○**2番**（村上祥平君）今、判を押すあれがないと言ったが、最終的には市長の判断で広報いとうは出されていると思うが、それには判を自分で押していないということでよろしいか。

○**証人**（田久保眞紀君）そちらは恐らく確認をすると分かるが、市長が判を押す欄がないので、決裁としては、私は決裁ではないという発言をした。それが、責任がないというような表現になったことに関しては私も大変遺憾に感じている。

○**2番**（村上祥平君）自分は、判は押していないから企画部長が押したから企画部長の責任、企画部長とか担当課が判断してやっていることなので自分は関係ないという認識でよろしいか。

○**証人**（田久保眞紀君）先ほどの繰り返しになり大変申し訳ないが、権限、事務権限の稟議の判

を押す欄に関して市長の欄がなかったので、私としては判を押していない、つまりはその事務手続においての判断の権限が、私が判を押す立場にないことを申し上げた、そのようになっている。

○2番（村上祥平君）では、市長としての立場で伺うが、伊東市から出ているものに関しては市長の責任はあると思うが、そこに関して全体的な部分でおいても自分が広報いとうのみならず、部分でも、出しているものに対して自分が認識していなければ責任はないという考え方よろしいか。

○証人（田久保眞紀君）まさにその部分を本委員会で調べていただき、それは本来私も権限として最後に判を押すべきであるということであれば行政手続上の改善はしっかりとしていきたい、そのように考えている。

○2番（村上祥平君）分かった。今は自分の配慮がなかったということの認識でよろしいということで、広報いとうに関しては自分の範囲ではなかった、権限の中の範囲ではなかったという事実でよろしいか。

○証人（田久保眞紀君）何度もになるが、現在のところは稟議の判については、市長が判を押すという形の行政手続にはなっていないということの、それが今回の本委員会の調べで、そういったものではいけないとか、それが不適切であるという結論になったら、それはもちろん行政きちんと制度を改革していきたい、そのように考えている。

○2番（村上祥平君）卒業のことについてだが、卒業をしたというときに、田久保市長は卒業式には出られたか。

○証人（田久保眞紀君）私の記憶では卒業式に出たという記憶はない。

○2番（村上祥平君）卒業式に出ていないとしたら、卒業証書とされるものはどこで入手されたというか、どういう経緯で手元に来たか記憶があれば教えていただきたい。

○証人（田久保眞紀君）私自身がどこでというのは、残念ながら申し訳ないが何度も申し上げているとおり記憶はないが、同級生に聞き取りをしたところ、別室でもらったという人間がいた。あとは郵送で受け取ったという人間もいた。事実関係としては以上である。

○8番（犬飼このり君）広報いとうについて、先ほど判は押していないと言われたが、判を押す前に原稿を確認というのをされていると思う。その時に、卒業ということで、これでいいということを市長は認めたか。

○証人（田久保眞紀君）私のレイアウトに対する発言の記憶としては、いきなり大学卒業から始まっていたので、私としては地元の中学を出た、地元の城ヶ崎高校を出たという履歴の方が、ある意味市民にとって、お知らせするのに大事であると思ったので、中学高校の履歴を入れるようにというような希望をしたと、そのように記憶している。

- 8番（犬飼このり君）分かった。ではその経歴をまとめて卒業まで認めたということである。先日証人で、担当課に来ていただいたときに、卒業証書を見たときに、コピーの手交を多分お願いしたと思うが、その事実は間違いないか。
- 証人（田久保眞紀君）コピーを取らせてもらいたいという話はあった。その際に私が確認して、そうなると、前市長、その前の市長、全ての市長に対しても同じようにコピーを取っているかと聞いたところ、そういった制度になっていないということだったので、それであれば私だけがコピーを取るというのは差し控えさせていただきたい、そのように話した。
- 8番（犬飼このり君）分かった。それ以外に何かコピーを拒んだ理由があれば、あとは、手渡しで見せたのか、自分で示したのか、そのときの状況を覚えていたら教えていただきたい。
- 証人（田久保眞紀君）細かいことは、なんだが、恐らくお渡ししたのではないか、きちんと提示したことは覚えている。コピーに関しては、示すときに確認はしたが、私の中で聞いた限りでは、前市長のときもこういった確認はあったか、つまりファクトチェックはあったかと聞いたところ、そういった手続があったという事実がなかったので、私だけその確認があつてコピーを取るということは差し控えさせていただいた、そのように回答した覚えがある。
- 8番（犬飼このり君）前に、市長室に伺ったときに、コピーを拒んだ理由が、ちょっと違った。話した内容は覚えているか。
- 証人（田久保眞紀君）ほかの方から照会があったときに、見せるためであるという発言があった。それに関しては、個人情報の取扱いとして、例えば、ほかの議員から見せてと頼まれたからといって、それを簡単に開示するというのはできないことなのでということで、その場では納得いただいたと思っている。
- 8番（犬飼このり君）私の記憶の中では、田久保市長は卒業証書だけではなくて、免許証なども求められたときには、絶対に手渡しをしないというように言われていた。仮にそれが病院であった場合、保険証はどうされているか。
- 証人（田久保眞紀君）私はマイナンバー保険証を使っていて、機械で自動的に手続をしている。
- 8番（犬飼このり君）マイナンバーは割と最近のことなので、それ以前はどうであったかと思うが、ちょっとずれてくるので。広報いとうが、当時卒業と書かれていた広報いとう、メルカリで売られていることに対して、市長はどのように思っているか。
- 証人（田久保眞紀君）本来であれば、無料で市民の方々や興味ある人に配っているものなので、転売という行為に関しては、好ましくない状況であると、そのように考えている。
- 8番（犬飼このり君）市民の税金で作られているものである。読みたいから読むというよりは、本当に必要な情報、命に関わるような情報も載せているのが広報いとうである。それを市長の件で、市長が判こを押したとか押さないとか、それだけの理由で前の市長も確認を取っていな

いから、そんなもの証明していないという理由で、こういったことになっているというのは、本当に異常なことであると思う。その後で、次の号で訂正が載った。これに関しては、中身の精査というのは市長自身でしているか。

○**証人**（田久保眞紀君） 訂正のときは相談があり、私からはむしろ除籍というのを事実なのでしつかりと載せるよう希望を言った。

○**8番**（犬飼このり君） 卒業していたつもりが除籍であったということで、恐らく田久保市長の性格からして、先ほど四宮委員が言っていたように、大学を交えてやっていかないのはすごく不思議に思う。今まで選挙に際していろいろな方が誹謗中傷したとか、訴えるとか言っていた話も聞くし、実際にそういう件もあったかと思うが、今回に関しては、大学に関してだけはしていない。一般の市民とか議員に対しては強く出るという姿勢が、ちょっとあまりよくないのではと思う。市長選の記者会見の時に、思い出していただきたいのだが、マスコミの方から、学歴、経歴について聞かれた。その際に、落選運動だ、あれはおかしい、ということで、何度も何度も言いながら部屋に戻ってきたが、思い出していただきたい。なんでその経験を聞かれることが嫌だったのか。記者会見とかその場で、市長選の出馬会見のときに、マスコミの方から経歴について聞かれたと、市長自身が言っていた。それが何でそんなに嫌だったのかということを伺いたい。

○**委員長**（井戸清司君） あまり行政事務のことから外れないようにお願いする。証人答えられるか。

○**証人**（田久保眞紀君） 嫌だったという記憶は特にない。メールで卒業アルバムの画像、または卒業証書の画像、卒業証明書そういうものの提出でチェックをさせていただきたいというような申入れを受けた。嫌だったというようなことはちょっと感想というか、私が嫌か嫌でないかというのは、回答は差し控えさせていただきたいと思う。事前に申入れはあって、そのときは卒業アルバムの画像をお持ちしている。

○**8番**（犬飼このり君） 分かった、はたから見た感じだと、学歴に係ることに関しては、すごく執拗に拒んでいるというか、センサーが働いていると感じていたので今伺った。先ほどもあったが、卒業証書をどのように入手したか覚えていないとかあったが、もう一度こちらに出そうという気持ちに、今本委員会の中で、身の潔白を示すためには卒業証書というのを出して、今までのことに関しても、広報いとうの誤記載に関しても瑕疵がなかったというように認めるのであれば、卒業証書を示すのが一番いいのではないかと思うが、今の感覚として市長はどのように捉えているか。

○**証人**（田久保眞紀君） 今の感覚としてどのように捉えているかという質問かと思う。そこに関しては、私の不徳のいたすところで皆様に心配、迷惑をかけたと、それから広報いとうに卒業

していないにも関わらず卒業しているという情報が載ったことに関しては、非常に迷惑をかけて申し訳ないと感じている。

○5番（大川勝弘君）大きく2つ質問する。先ほど質問の中で、広報いとうの発行に対して、自分は判こを押していないという発言があった。ただその前に秘書広報課長が確認して卒業証書を見せるようにと、きちんと確認があったと思われるが、それはきちんと確認をして、自分で了承したのかが1点。言った、言わないの話になってしまふが、自身を応援してくれていた議員が見せてもらったときに、カバーがないから自分で買ったという発言もちょっと聞いたことがあるが、カバーは自分で買ったという認識があるか、それが1点と、3点目が、大学時代のことに対してほとんど聞かれたが、自身が本当に4年間通っていた、どのキャンパスに行って最後どのゼミで頑張ったのか、その辺り覚えてる範囲でお答えいただきたい。

○委員長（井戸清司君）1問1答で言ってもらえるか。

○5番（大川勝弘君）1番初めの質問は、本人は判こを押していない、広報いとうのとき判こを押していないということだったが、確認を取っているというような発言があった。要は秘書広報課長が卒業証書を提示するようにと、アルバムを見せてほしいというような発言があったと思う。そのやりとりをお答えいただきたい。

○証人（田久保眞紀君）秘書広報課長がしっかりと確認したかどうかという質問でよろしいか。きちんと確認をしたと、業務上必要な確認は課長がしたと考えている。

○5番（大川勝弘君）分かった。秘書広報課長が確認した上で広報いとうは発行しているという発言だと思う。そのときに見せた卒業証書と見られるもの、カバーは本人がなくして買ったという発言もあったが、その辺りは本当かどうか。フォルダーについて。

○証人（田久保眞紀君）その質問が意図するところが分からぬが、自分で買ったかどうかということでおいか。記憶をたどれば、自分で購入したのではないかと思う。

○5番（大川勝弘君）分かった。最後の質問をする。大学時代は4年間通われていたというような発言があったと思われるが、どこのキャンパスに通って、どこのゼミに所属していたか、最後まで4年間どこまで頑張ったか記憶はあるか。

○証人（田久保眞紀君）最初の2年間は朝霞のキャンパス、後半3年4年は白山のキャンパスだが、3年のときにまだ朝霞に履修のために訪れたという記憶はある。ゼミの記憶は、どれをしてゼミなのかなというのもあるが、私自身が何かどなたかの教授のやっている研究、ゼミに個人的に所属していたというのは記憶はない。

○委員長（井戸清司君）証人のストレスも考え、あと10分程度で終わりにしたいと思う。

○9番（重岡秀子君）先ほどの広報いとうなんかにも絡むが、市長が卒業証書に対しての意識というのが、実は除籍がはっきりする前と、後と、扱い方、姿勢も変わってきたように私は思う。

除籍がはっきりしない直前の記者会見では、とにかく自分の手元にあるアルバムとか、卒業証書を今度の会見では持ってくると言ったのだが、6月28日に除籍がはっきりしてからは、次の7月2日には持ってこなかつたと、そのような違いがあるが、広報いとうの秘書広報課長に卒業証書を見せた時点が6月4日というように、最初の第1回目の本委員会で確認している。差出人不明の告発状が出た消印が6月2日で、私は5日頃にそれを見たが、どうもその辺で市長はまだその告発文のことは、卒業証書を市長室に持ってきたときには知らなかつたように私は全体の記憶で思っているのだが、秘書広報課長にきちんと見せて今市長が言ったように秘書広報課長が卒業証書であると確認している。ではその前後に私が聞いたところでは、その前に議長、副議長が来たというようなことで記憶しているが、そのときにはしっかりなぜ見せなかつたのか、私はやっぱりそこで、議長、副議長には、卒業証書をしっかり見せない、ちら見せという言葉がはやっているが、そういうように態度が違つたのはなぜか。議長、副議長にはどのように見せたのか伺いたい。

○証人（田久保眞紀君）時系列的に言うと、おっしゃるとおりだと思う。私が確認したのは6月28日で、広報いとうの確認、それから議長、副議長が就任の挨拶ということで、わざわざお見えになったのもたしか同じ4日だったと思う。議長、副議長が私の部屋に就任祝いとして公式に訪問されたのは、たしか9時半、朝の9時半時点と朝の早い時間帯であったと思うのだが、秘書広報課長に対してはしっかり見せたのにもかかわらず、なぜ議長、副議長に対してしっかり見せなかつたのかという質問に関しては、私は議長に取っているなら見せていただきたいと言われたときに、求めに応じて協力という形で示した。その際には、報道であるちら見せという事実はなく、こうやって提示して、約19.2秒ほど、見ていただいたと、記憶している。そして、その後に発言された議長の発言、そのほかのことについては、私としては事実と異なる点があるということで、今回はしっかりとそれは内容証明にして四宮議員に送付した。その事実確認については、これから必要であればしていただきたい、そのように思っている。

○9番（重岡秀子君）分かった。非常にそこが議長、副議長が、ちらっとしか見せなかつたという、やっぱりその卒業証書に心配があつて、議長、副議長にしっかり見せなかつたというよう感じてしまった。多くの市民、聞いている方は、そう思つていると思う。私はそのときに、議長、副議長に市長が卒業証書を見せたということで、非常に安心した。この話はこれで代表に見せたのだから終わりになるかと思ったが、そうはいかなかつたので、その辺は大変重要なところだと思う。それは、今市長の答えで分かつた。これから少しははっきりさせていただきたいと思う。もう1点、卒業証書だが、秘書広報課長に見せたり、議長、副議長に見せたものが、最後に来た差出人不明の文書によると、卒業式の夜に居酒屋で友達が卒業できない田久保市長にかわいそうだから作つてあげたというのが、意外と一般の本当の本当に伝えられているのだ

が、まさかそのとき余興でもらった卒業証書をその後持っていてそういうときに出したということは、あったのか、なかったのか。

○**証人**（田久保眞紀君）2枚目の差出人不明の普通郵便については、全ての文書を私の方で確認をしていないが、お尋ねになった部分に関しては、先ほども申し上げたとおり、今回のことがあつたことも関連して、私も友人であり卒業生であるメンバーとはほぼ全員連絡が取れている。直接連絡が取れないメンバーについても、どこに住んでいるのかも所在も明らかになっている。その中で、私も今回のことがあつたので、最後本委員会に出る前に、友人であり卒業生である人間ほぼ全員に確認をしたところ、そのような事実はない、要するに私たちでそういったものを作ったというような事実はないということの証言は取れている。それと同時に卒業式には出席していないということだが、その後のいわゆる飲み会、追い出しコンパと言われているものに私は参加した覚えはないということである。同じように卒業生であり同級生に私を飲み会で見た人はいるか、私と会った記憶のある人はいるかといったところ、記憶があるとしっかりと答えられた人間、また多少写真も残っているがその中にも私はいなかつたと、そのようになつてゐる。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに、証人尋問はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長**（井戸清司君）これをもって証人尋問を終結する。

証人に申し上げる。本日は、お忙しい中を本委員会に出席いただき心から感謝する。それは退席願う。

[証人、補助人 退席]

○**委員長**（井戸清司君）以上で、(1) 証人尋問についてを終了する。

昼食のため午後1時30分まで休憩する。

午後 0時30分休憩

---

午後 1時30分再開

○**委員長**（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、(2) 記録提出請求の状況についてである。本日は、状況報告にとどめることを旨として進行させていただきたいと思う。資料配付のため、暫時休憩する。

午後 1時30分休憩

---

午後 1時30分再開

○**委員長**（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

皆様の手元に配付のとおり、田久保眞紀氏からは、記録提出の請求に対し、提出できない理由を付した文書にて回答があり、これを、8月8日に收受したところである。提出された理由について、事務局をして朗読させる。

[事務局長補佐 朗読]

○委員長（井戸清司君）再度の記録提出の請求であるにもかかわらず、同氏は、法律の解釈論に終始することで、早急な事実の究明を望む声には耳を傾けることなく、あくまでも自身の法益保護を最優先にした結果、本委員会の請求に対し真っ向から反論をし、記録の提出を拒否している。このような、通常では考え難い、課された義務に対する不履行は、もはや一公人としての重責を忘却してしまったかのような振る舞いに映るばかりか、刑事訴追の回避を目的に自己負罪拒否特権の行使を主張するなど、限りなく強い意思をもって、提出しないことを結論づけているように感じる次第である。提出拒否の理由に正当性が認められるのかについては、法律論の観点からの判断であるため、行き着く先は司法の判断になろうかと思われるが、いずれの主張が採用されたとしても、この結果が、すなわち市長としての政治的、道義的責任から免れられるわけではなく、また、事実が明らかになることはない。一身上の都合により市政を混乱させることとなった責任に向き合うことのないまま、誰もが疑惑を抱えながらの終着となる結果が、果たして市民ファーストを掲げた市長の望む形であったのかと、そのようにいぶかしく思う気持ちが芽生えてしまうのもやむを得ないと、このように感じる方もいることであろう。唯一、この事態をつつがなく収めることができる立場であるにも関わらず、自分でつまびらかにすることなく調査にも協力の姿勢を見せない状況にあっては、提出された理由書に述べられた事情に鑑みる限り、保身の一言に尽きると感じざるを得ない。また、調査の重要性は理解しているとの旨を述べながらも、調査妨害ともとれる同氏の対応は、実が伴っておらず、その正当性の有無もさることながら、本委員会としては、同氏の主張を受け入れることは到底できないものと考えている。よって、田久保眞紀氏の公人・市長としての自覚を喚起し、果たすべき責務を取り違えることのないようたしなめる意味も込め、本件についても、地方自治法第100条の違反として、告発に向けての協議を進める必要があるものと、委員長としては、このように思料する。しかしながら、本日は、この後にほかの証人尋問が控えていること、100条違反に係る告発の協議について、結論づけるための段取りを組む必要があることから、具体的な協議については、次の委員会において、最終報告に向けて、結論に至るよう進めて参りたいと思う。委員各位におかれても、そのようにご承知おき願う。

以上で、日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第2、入札執行停止に係る事務に関する事項についてを議題とする。

前回の本委員会において決定した証人喚問について、入札契約事務の所管部署の管理職である総務部長及び庶務課長並びに新図書館建設工事に関し、教育委員会の所管部署の管理職である教育部長及び生涯学習課長の4名に対し、8月7日に出頭請求書を手交し、本日、証人尋問を実施することとなっている。

尋問手続及び資料配付のため暫時休憩する。

午後 1時41分休憩

---

午後 1時43分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

初めに、入札契約事務の所管部署の管理職である総務部長及び庶務課長に対する証人尋問を実施する。証人の入室を許可する。

[証人 入室]

○委員長（井戸清司君）証人に一言挨拶を申し上げる。本日は、お忙しい中にも関わらず、本委員会に出席いただき、感謝申し上げる。本委員会を代表してお礼申し上げるとともに、調査のために、ご協力を賜わるよう、よろしくお願いする。

証言を求める前に、証人に申し上げる。証人の尋問については、地方自治法第100条第1項に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっている。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできないが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっている。すなわち、証言が証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または、有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、禱祀もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び、技術、または、職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は、証言を拒むことができる。これらに該当するときは、その旨について申し出いただくようお願いする。それ以外には、証言を拒むことはできない。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁、または、10万円以下の罰金に処せられることになっている。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっている。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっている。すなわち、証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関

係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができる。それ以外には、宣誓を拒むことはできない。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっている。

以上のこととを承知いただくよう、お願ひする。

法律の定めるところによって、証人に宣誓を求める。宣誓は、本委員会室に参集いただいたいる全ての方において、起立にて行うこととされているため、あらかじめ協力をお願ひする。

一同、起立願う。

[全員 起立]

○委員長（井戸清司君）まず、総務部長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（木村光男君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年8月13日、伊東市総務部長木村光男。

○委員長（井戸清司君）次に、庶務課長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（鈴木康之君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年8月13日、庶務課長鈴木康之。

○委員長（井戸清司君）一同、着席願う。

宣誓書に、署名、押印をお願いする。

[証人 署名、押印]

○委員長（井戸清司君）証人に申し上げる。これから証言を求める事になるが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得た後に、起立いただいた上で、発言をされるようお願いする。

委員の皆様に、あらかじめ申し上げる。証人への尋問に際しては、追及調の発言をするなど、礼を失すことのないよう心がけていただきたいと思う。また、証人から証言を行うに当たり、資料等を参考にしたいとの申し出があり、委員長において、これを許可したので、了承願う。

これより証人木村光男氏及び鈴木康之氏から証言いただく。初めに、私委員長において、人定尋問を行いたいと思う。証人にお伺いする。氏名、住所、生年月日、職業について、事前に記入をいただいた証人確認事項記入票のとおり間違いないか。

○証人（木村光男君）間違いない。

○証人（鈴木康之君）間違いない。

○委員長（井戸清司君）それでは、人定尋問は終了したので、引き続き、委員の皆様から証人尋問を行っていただきたいと思う。発言を許す。

○7番（四宮和彦君）まず今回の入札の中止を決定するに当たって、その根拠について伺いたいが、手元に資料がないので正確なところを伺いたいが、たしか建設工事等入札心得の7条2項

だったか、を適用することによって入札の中止の根拠としたと伺っているが、建設工事等入札心得の7条2項とはどのような規定になっているのか。

○証人（鈴木康之君）心得の中で、やむを得ない事情に当たる場合には、入札の延期、それから中止をすることがあるということで規定がある。

○7番（四宮和彦君）やむを得ない事情というのは条文の後段の部分であると思うが、前段はたしか災害等によってということがあったと思うが、その辺正確な規定を教えていただけないか。

○証人（鈴木康之君）建設工事等の競争入札の心得のところで今おっしゃったとおり、その中止等というところで、第7条にある。第7条の2項だが、開札前において天災その他やむを得ない事由が生じたときは入札の執行を停止もしくは取りやめがあるということで、前段に開札前において天災というところも書いてある。

○7番（四宮和彦君）そうすると、その他やむを得ない事情において適用したということだと思うが、何がその他やむを得ない事情に当たったのかという、何が該当しているのかということについてはどのように考えているか。

○証人（鈴木康之君）新市長の就任によって、政策の方針が大きく変わったということもあったので、そういうところが本事業について再検討を行うという方針があったので、大きな方針転換ということで、やむを得ない事情というようなということで判断したところである。

○7番（四宮和彦君）そうするとちょっと意地悪な質問になるかもしれないが、規定は天災その他やむを得ない事情と言っている、つまり天災に匹敵するやむを得ない事情だと思うのだが、市長選の結果であったりとか、市長の公約というのは、天災級のやむを得ない事情であるという判断だったのか。

○証人（木村光男君）私が当時5月の選挙結果を受けて関係各課と調整を図る中においては、方針が180度違っているので、これに関しては止めざるを得ないという判断がまずあった。その上で、新しい市長からの指示を受けて実際に入札を止めたという経過があるが、その際には一応独自の判断というわけではなくて、県にも相談して該当するのではなかろうかという意見はもらったという経過もある。

○7番（四宮和彦君）そうすると、時間的なものもあると思うのだが、もうちょっと慎重であってもよかったのかと、これはあくまでも建設工事等の入札心得であって内規である。条例だとか議会の議決が必要な規定ではないわけなので、内部的なものとして規定はある程度改正が可能な部分で、ちょっと心配することというのは、当然のことだが、入札についてはもう既に公示していたわけなので、入札を予定していた事業者がいたはずである。その人たちを見積りをしているわけで、そういう作業の中で様々な経費がかかっているわけであると思う。入札が実際に行われて、落札できなかったということであればそれはその事業者の負担で問題ない話だ

と思うが、そこまでの準備をしていた人たちが、唐突に市長が変わったから入札をやめるという話になって、事業そのものがなくなってしまった。だとしたらそのときに我々はこれだけ経費の負担が発生してしまっているとなったときには、それは市がそれに対する手当が何もなされないという状況はちょっと理不尽なのではないかという話が出てきかねないんだろうと思う。つまりそうなったときに、ある意味損害賠償のリスクみたいなものを想定しなければならないと思う。であるとすれば、例えば入札心得の場合に入札の中止というのは市の事情において行われたときに、それに対する損害の補償規定を設けるだとか、さもなければ免責規定を設けるだとかということにして、ちゃんとそこのところの、きちんと整理がつくような形にした上で、入札心得の適用を行うべきであったのではないかと考えるのだが、その辺についてはそういう検討する余地はなかったのか。

○証人（木村光男君） 委員指摘のとおり、当然準備段階に入っていた業者に関してはそれ相応の経費がかかっているというのは推察されるが、ただ我々としても時間がなかったというのが1点ある。この指示を頂いて多分5日後くらいには開札の期日を迎える予定であったと思っていたので、開札をした後の方が損害賠償の確率が格段に上がると我々としては判断している。現状、今指摘いただいたとおり、本市の心得においてはそういう免責的な規定がないことも事実であって、それに関しては、今後改定は必要かと思っているが、通常、社会通念上考えて準備段階における経費等においては、発注者側が損害賠償をする責を負うのは、なかなかなかろうという判断が働いたことから、入札の開札がされる前に公告の段階で止めたというのが当時の判断だったと記憶している。

○7番（四宮和彦君） この辺で最後にしたいと思う。その際に入札心得の7条2項を適用して入札の中止を行うという決定を行ったのだと思うが、その際に市長から例えば私が今質問したようなことに対する配慮とか、こういったことに関する指示だとかは一切なかったか。最終的に7条2項を適用するということについては、誰が決定したということになるのか。

○証人（木村光男君） 5月29日の就任初日の午前中に、6月議会を控える中で補正予算の内容の確認と図書館事業をどうするのかという相談をした記憶がある。その中で、最終的には入札を止める指示をもらったが、損害賠償等に関しては基本的には大丈夫であろうというようなことを当局側からお話をしたと記憶している。

○7番（四宮和彦君） 市長からは入札の中止という指示だけで入札心得の何を適用して、それが根拠、解釈としてどうであるとか、間違いないのかということが、市長側からのそういったことについての指示はなかったということでおろしいか。

○証人（木村光男君） 具体的に、心得の何条を適用するから止めるというようなことはなかったと記憶している。

○8番（犬飼このり君） 執行停止となったのだが、停止以前に延期とかそういう検討とかはされたのか。いきなり市長がやらないということで停止してしまったのかということを聞きたい。

○証人（鈴木康之君） 先ほど部長からもあったとおり、5月29日に市長から中止にするという申出があったことで、庶務課としては担当課から中止の依頼がありそこから建設部へ行き、建設部から正式に庶務課へ中止の依頼が来たというところで、そういった依頼の文書が来たので、それを基に市長決裁を取った上で執行したということになる。

○6番（杉本一彦君） 総務部長がいるので伺いたいが、これだけ急な入札の執行停止が行われて、私は準備していた事業者にしてみれば、大変迷惑をかけた話であったと思う。そこはそういった判断の中でそうせざるを得なかつたというのは分かったが、その一方で、先日市長の記者会見で、図書館建設も水面下で激しく動き出しているという発言があった。水面下で動いているという水面下の部分は訂正されたが、また動き出しているという話を市長が言い出しているわけで、部長会議でそれについての説明等があったと思うが、これはすごく重要な発言で、一度これだけ迷惑をかけて中止したにも関わらず、また図書館建設が動き始めていると市長本人が言っているわけである。その部長会議ではその動き出しているというその内容、どんな話をもって動き出しているとなったのか、言える範囲で。

○証人（木村光男君） 先日部長会議というか、政策会議において建設部長から、報道にもあったとおり、内容に事実と異なるのではないかという意見があり、その上で内容を訂正するような形で、訂正文をホームページに出したという経過がある。その上で、水面下の動きというものに関しては、我々の認識としては全くないというのが我々の認識であって、当時の会議においては、市長が何をもって水面下の動きがあるというのを確認したところ、特段具体的な答えはない、メガソーラーに関しては、訴訟が続いているという話もあったが、図書館については特に話はなかった中で、指摘としては建設部長からタウンミーティングの中で市長が言ったアイデアくらいの話しかないのでないかという意見はしたが、特段具体的な答えはなかったということで訂正に至ったというのが会議の結果である。

○7番（四宮和彦君） 杉本委員の質問と関係しているが、水面下の動きは所管部署でそのようなものは認識していないということだが、あるとすれば市長が新たに言い出したことであるという話になるが、そのとき市長が言っていたのは、コミセンなどでやっていた市長と語る会か何かの発言だったと思うが、温泉施設つき図書館の話が唐突に出てきた。その際に事業者と本人自身が水面下で交渉をしているみたいな言い方をしていたという記憶があるが、それは佃市長時代に土地取得取引をめぐって絶対にやってはいけないという話だったと思うのだが、市長は単独でどこかの事業者と接触しているということなのか。その辺まで知っているのかどうかは分からぬが。

○**証人**（木村光男君）我々はというか、私は一切知らないので、答えられないが、市長が単独で動くことがあつたら、当然癒着が疑われる事案となつてくるので、それは首長としては控える行為かと考える。

○**委員長**（井戸清司君）委員の皆さんにお願いする。証人尋問の内容がずれているので内容に関してはしっかりと守っていただきようお願いする。

ほかに、証人尋問はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長**（井戸清司君）これをもって証人尋問を終結する。

証人に申し上げる。本日は、お忙しい中を本委員会に出席いただき心から感謝する。それは退席願う。

[証人 退席]

○**委員長**（井戸清司君）これにて、証人尋問を終了する。

尋問手続及び資料配付のため、暫時休憩する。

午後 2時 5分休憩

---

午後 2時 7分再開

○**委員長**（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、教育委員会の所管部署の管理職である教育部長及び生涯学習課長に対する証人尋問を実施する。証人の入室を許可する。

[証人 入室]

○**委員長**（井戸清司君）証人に一言挨拶を申し上げる。本日は、お忙しい中にも関わらず、本委員会に出席いただき、感謝申し上げる。本委員会を代表してお礼申し上げるとともに、調査のために、ご協力を賜わるよう、よろしくお願いする。

証言を求める前に、証人に申し上げる。証人の尋問については、地方自治法第100条第1項に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっている。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできないが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっている。すなわち、証言が証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または、有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、禱祀もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきも

のについて尋問を受けるとき、及び、技術、または、職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は、証言を拒むことができる。これらに該当するときは、その旨について申し出いただくようお願いする。それ以外には、証言を拒むことはできない。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁、または、10万円以下の罰金に処せられることになっている。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっている。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっている。すなわち、証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができる。それ以外には、宣誓を拒むことはできない。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっている。

以上のことと承知いただくよう、お願いする。

法律の定めるところによって、証人に宣誓を求める。宣誓は、本委員会室に参集いただいている全ての方において、起立にて行うこととされているため、あらかじめ協力をお願いする。

一同、起立願う。

[全員 起立]

○委員長（井戸清司君）まず、教育部長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（西川豪紀君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年8月13日、西川豪紀。

○委員長（井戸清司君）次に、生涯学習課長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（山下匡弘君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年8月13日、山下匡弘。

○委員長（井戸清司君）一同、着席願う。

宣誓書に、署名、押印をお願いする。

[証人 署名、押印]

○委員長（井戸清司君）証人に申し上げる。これから証言を求めることになるが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得た後に、起立いただいた上で、発言をされるようお願いする。

委員の皆様に、あらかじめ申し上げる。証人への尋問に際しましては、追及調の発言をするなど、礼を失すことのないよう心がけていただきたいと思う。また、証人から証言を行うに当たり、資料等を参考にしたいとの申し出があり、委員長において、これを許可したので、了承願う。

これより証人西川豪紀氏及び山下匡弘氏から証言いただく。初めに、私委員長において、人定尋問を行いたいと思う。証人にお伺いする。氏名、住所、生年月日、職業について、事前に記入をいただいた証人確認事項記入票のとおり間違いないか。

○**証人**（西川豪紀君）間違いない。

○**証人**（山下匡弘君）間違いない。

○**委員長**（井戸清司君）それでは、人定尋問は終了したので、引き続き、委員の皆様から証人尋問を行っていただきたいと思う。発言を許す。

○**7番**（四宮和彦君）新図書館建設計画に関しては教育委員会の生涯学習課が所管する事業であったかと思うが、今回の入札の中止ということに関して、教育委員会としてはそこで何かしら入札の中止に関する検討をする場というのがあったのか。

○**証人**（山下匡弘君）特にそのような場は設けていない。

○**7番**（四宮和彦君）そうすると、組織上というか手続上というか、あるいは場合によっては法律上のかなり大きな問題があるのではないかと思う。教育委員会の独立性を考えたときに、市長が勝手に教育委員会に諮らずに入札の中止をするということは、これは違法なのではないかと思うが教育委員会としては、それはいかがか。

○**証人**（山下匡弘君）教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めがあって、その中に教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の用に供する財産の管理に関する事とという文言がある。また、長の職務権限というのがあり、その中に教育財産を取得し及び処分することとあるが、新図書館を建設することについては長の職務権限というような判断をしていることから、そのような教育委員会での議決という場をもうけなかつたところである。

○**7番**（四宮和彦君）そうすると、教育委員会に何も諮らず市長が単独でこういった、例えば財産の取得とかそういうことに関しては決定権限があって、教育委員会はそこに関しては関与していないことによろしいか。

○**証人**（山下匡弘君）職務権限というところでは、財産の処分というところなので、その中には建築に係る請負契約の締結だとか、教育財産の取得、支出命令などは地方公共団体の長が行うものであるという認識である。

○**7番**（四宮和彦君）そうすると、建設等に関してという箱物を造るということに関してはそうであるが、新図書館建設計画というのはただ箱を造るだけではなく、いろいろな、図書をどう運営していくとか大きな計画なわけである。そうすると、そういうものを教育委員会に一切諮らずに、市長が単独でそれを中止してしまうということに関しては、何も問題がないと考えるか。

○**証人**（山下匡弘君）委員が言ったことについては、新図書館の建設、いわゆる入札の中止とはまた別の問題との考え方であるので、それについてその時点では問題はあるかと言えば、ないという認識で、その後、委員が言ったソフトの部分、運営だとかそれについては新図書館ができてから教育委員会でもんでもいくような課題ではないかと考えている。

○**7番**（四宮和彦君）実質的なことを言うと、入札が中止されたということは、もう図書館自体が建たなくなっているわけである。その次に対する計画というものを全く今立っていないわけである。現市長自体は現行の計画についてはもう否定しているわけだから、反故にしている。入札を中止するというレベルの話と計画自体を反故にするのは別の話になってくると思う。私したら、計画自体を白紙に戻すという話であるとしたら、教育委員会が審議した上で議決が必要になるのではないかと思うが、その辺の手続的な問題はないか。

○**証人**（山下匡弘君）市長が行ったのが、入札の中止である。計画については委員が言ったように白紙になったわけではないので、今後これに代わる新図書館を建設するような場合には、やはり教育委員会で今後、その辺については協議していく必要があると考えている。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに、証人尋問はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長**（井戸清司君）これをもって証人尋問を終結する。

証人に申し上げる。本日は、お忙しい中を本委員会に出席いただき感謝する。

それでは、退席を願う。

[証人 退席]

○**委員長**（井戸清司君）これにて、証人尋問を終了する。

本件については、証人尋問により得られた証言を基にこのまま協議を継続し、本日の委員会において、最終報告に記載できるだけの結論に至りたいと考えている。すなわち、入札執行停止に係る事務において、どのような問題点があったのかを指摘し、どのように改善をするべきかについて、意見等を頂く中で、集約をしたいと考えている。意見に当たっては、問題点と併せて改善案を示していただき、協議を進めたいと思う。

それでは、入札執行停止に係る事務について、委員各位から意見等を伺う。報告書に取りまとめる都合上、意見等の最後には、簡潔に問題点と改善案をまとめて提示いただくよう、協議の進め方について協力願う。発言を許す。

○**7番**（四宮和彦君）まず、入札の中止そのもののことに関して、総務部長、庶務課長の証言から分かったことであるが、市長自身が入札を中止することに関して何を根拠に中止ができるのかということを知っていた節がないわけである。そういう指示はしていないわけなので。これによつて、こういう根拠において中止するという指示はしていない、ただ中止する。それは政策

とも何とも言えないわけなので、それに対して職員から心得の第7条第2項を適用するという、苦しい根拠づけを行っているというのが証言の中からある程度見えてきたという気がする。入札心得の適用が正しい解釈において行われたのかどうかということに若干疑義があるという気がするので、この辺のところについてきっちり精査をしていかなければならない。足りない部分があるとすれば、先ほど言ったように、損害賠償に関する規定を持たないとか、場合によっては免責規定を持たないとかいうところでいうと、入札心得自体にも欠陥があるのではないかということが考えられる。その辺のところも心得を改定するとかということについて、提言をすべきであるということがまず1点ある。それから教育委員会についていうと先ほどの話だと、箱物は入札で中止されたけど、建設計画自体は白紙撤回されていないみたいな答弁であった。それはどうであるかという気がする。計画が白紙にならない限り入札の中止の根拠はないのではないか。この図書館では駄目であるという話である。この地にこういう中身で図書館を建てるということが駄目であると言っているわけだから、計画自体が白紙撤回されたわけではないので、入札を中止したことになると、入札を中止した理由がなくなってしまう。教育委員会に一切諮詢っていないわけなので、教育委員会ではいまだに図書館計画は生きているということになってしまってはいけない。その部分の矛盾が解決しないということはおかしいというところは、私から指摘したいところである。

○8番（犬飼このり君）新図書館建設については入札というかそもそもその計画が、地域の都市整備が関わっていたにも関わらず、市長の独断で止まってしまったのではないかと思う。先ほど聞いた中で、担当課から庶務課に上がってきたということであったので、建設課にどのような話があってというのがまるで分からぬし、それだけ協議をする時間がない中で止まっているので、これは独裁的なものに私が思ってしまった。担当課もスキップしていろいろな事業が関わることに対して、一つのことで、市長が変わったというだけで執行停止にしてしまったのは、やはり大きな問題ではないのかなと思う。

○委員長（井戸清司君）改善案は。

○8番（犬飼このり君）改善案はしっかりと協議をする時間というのが必要であったのではないかと思うので、執行停止はすごく拙速に始まってしまったことに対して、庁内全体でもう一度協議するべきである。やはり誰もそこに意見が言えなかつたのが問題ではないかと思う。

○1番（佐藤 周君）証言等を聞いた中で、今回選ばれた市長が、公約を図書館中止というのを前面に出して当選した市長がいるわけである。その中において入札が間近に迫っている状況があったときに、民意とすれば建設は中止であるという判断が示されたという前提において、当局内で議論があった、ということが私は確認できたと思う。市長が、中止をするという指示を出して、それにおいて入札を所管する総務部、また直接の事業の担当部署である生涯学習課で

ある教育部が、当然その中で議論した中で中止をするときに、リスクがないかというところにおいては、ゼロではないが、問合せできる件であり、顧問弁護士に相談したのか。先ほど条文の解釈の中において、私は判断とすれば正しい判断をしたのかと思う。ただ、リスクを最小限にするという手だてをこれから条例に何らかしら付け加えることができていくのであれば、それは当然した方がいいと思うところなので、こういった事態がこれから新市長になつたりであるとか、これから先、伊東市においてどういうことになるか。入札というのは常日頃の手続の一つであるから、補完できるような条例を検討するということはした方がいいと私は思う。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 2時27分休憩

---

午後 2時27分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○3番（竹本力哉君）今言ったように、やり方の詳細というか、今回の場合は1週間もないという段階で、それに対する何のルールもなかったというのが一つの欠点であって、例えば本来であれば、まずは延期、そして詳細を詰めて、そして停止にもっていくとか、段階を踏んだような仮定もルールには全くなかったので、今回のような事態が起こらないように、今後規定というものをいろいろなパターンを考えながら、補完する、加筆修正していく必要があると思った。

○9番（重岡秀子君）1点気になるのが、民意が示されたというが、住民投票条例なんかとはまた違って、田久保市長が当選したからといって、図書館が本当に、図書館の問題だけで当選したのかどうかということ、いろいろな投票した人たちの思いではいろいろあったと思うので、その辺の問題は残るのではないか、今後。こういう市長選の公約をどうするのかというところで、1点考えなければいけないのではないかと私は感じたが、入札というものが、入札の期限、このときに6月2日か3日だが、その辺の犬飼委員が、入札の延期というのはどうしてもできないものかと、先ほど意見があったが、その辺のことが私は不勉強というか分からないので、こういうことが可能ならやはりもう少し検討する期間を欲しかったのではないかと思う。

○委員長（井戸清司君）ほかに、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）それでは、これにて協議を終了する。

ただいまの協議の結果、問題点については、中止の根拠がなかったということ、それから議論がされていなかった、入札の心得等に免責の関係などが載っていなかった、ということが挙げられた。この点については、損害賠償等、免責、そういった基準を入札の心得等に載せるという形の改善案を示すことで報告書に記載をしたいと思う。続いて、図書館の計画についてだ

が、ただいまの教育委員会の答弁だと、入札は中止したが計画は残っているとの話があったので、ここに関しては、改善案を示すという形には、本委員会で改善案を出しようがない。

暫時休憩する。

午後 2時31分休憩

---

午後 2時34分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいま、図書館については、入札を中止したが、計画は残っているままという発言があつたので、この点に関しては、この計画について教育委員会としてどうするのか、しっかりと議論を進めるように求めていくという形で、意見をまとめたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）意見等の集約は以上とする。入札執行停止に係る事務調査については、ただいまの協議の結果のとおり、問題点と改善案を示すことで、最終報告とすることにしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

委員会調査報告書の案文作成については、委員長に一任いただき、次回の本委員会で案文を示した上で、決定いただきたいと考えているので、承知おき願う。

以上で、日程第2、入札執行停止係る事務に関する事項についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第3、東洋大学に対する文書照会についてを議題とする。

(1) 文書照会の結果についてである。去る7月23日、東洋大学に対し記録の提出を求める旨の文書を発出したところ、8月6日付で同大学からの回答及び記録を收受した。本件の取扱いについては、さきの本委員会で示したとおり、個人情報の保護への最大限の配慮として、秘密会により調査を行う必要があるものと考えている。秘密会は、委員、委員外議員、議会事務局職員のみが出席可能と認められるので、報道関係者各位を含む傍聴人については、退場をいただくこととなる。秘密会において知り得た情報については、閉会後においても、その秘密性が継続する限り、これを他に漏えいすることは、秘密の漏えいに該当するものとして懲罰の対象となるので、十分に留意いただくとともに、報道関係者各位においても、特段の配慮をいただくようお願いする。

この際、お諮りする。本件については、秘密会により調査したいと思う。秘密会の開会については、討論を行うことが認められていないので、直ちに採決する。秘密会を開くことに、賛

成の諸君の挙手を求める。

[賛 成 者 挙 手]

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

続いて、議事の秘密性の特定をしたいと思う。

この際、お諮りする。本日の秘密会のうち、東洋大学から提出された記録を取り扱う調査の部分においては、その内容も含めて秘密会の議事とし、調査の結論や最終報告の内容については、秘密性がないとの取扱いにしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

秘密会とするため、報道関係者各位においては、レコーダー等の録音機器、カメラ等の映像機器、パソコン等の電子機器についても、お持ちいただいた上で退場いただくよう、よろしくお願ひする。

それでは、委員、委員外議員、事務局職員以外の方は退場願う。

傍聴人等の退場のため、暫時休憩する。

午後 2時44分休憩

---

午後 2時56分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまから、本委員会を秘密会とする。

[秘密会開始]

[秘密会終了]

以上で秘密会を終了する。

○委員長（井戸清司君）秘密会により退場した傍聴人等が入室するため、暫時休憩する。

午後 3時22分休憩

---

午後 3時24分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

以上で、日程第3、東洋大学に対する文書照会についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第4、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日についてである。次回開催日についてだが、先ほどの協議にもあったとおり、委員会調査報告書の案文を作成し、これを示すことで、決定を頂きたいと考えている

が、案文作成等に相応の時間を要することから、改めて委員長において、次回開催日の日程調整を図ることとしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、委員から、何かあったら質疑、意見を伺う。発言を許す。

○7番（四宮和彦君）本日の田久保市長の証言の中でもあったが、私に対して内容証明で郵送した文書がある。一応、議長、副議長には既に渡してあるが、議員全員には渡していないと思うので、情報共有をしておいていただいた方がよいと思う。証言にもあった、ちら見せではなく19.2秒見せた、そんな主観的なことを言われても困るという話でしかないわけで、私にきた通知書がどういうものかというと、6月定例会終了時までに、それまでにいろいろと7月に入ってから田久保市長が記者会見などで公表してきたことだったりするのを、市議会レポートというものにまとめてあって、それはインターネット上にアップロードしてある。それを見た中でちら見せをしたとかそういう内容が書いてあったので、ちら見せなんか事実誤認があるという文書が送られてきた。訂正して謝罪しろと言っていて、無視するが。そういう内容の文書が届いてきているので、この辺のところについては私だけの問題ではなくて議長、副議長が嘘をついているという内容なわけである。それを真に受けた私はおかしいであろうと。しかももう1つの大問題があって、体裁が、現伊東市長田久保眞紀代理人福島正洋となっているわけである。それを市議会の事務局宛に伊東市議会議員四宮和彦殿という宛先で届いている。つまりこれは、いたずら半分であるが、近持部長にこういう体裁の文章であるということは、伊東市が公式に発出した文書として私に喧嘩を売ってきているのであるといったわけである。これについては企画部で梅田弁護士に相談をした上で場合によっては福島正洋弁護士に対して、日弁連に対して懲戒請求を行うことを検討しているという状況になっているので、その辺の状況を皆さんに共有しておいていただきたい。できれば議長、副議長のからも——もし原本が必要であれば改めてもう1回提出する。これを共有いただきたい。

○副議長（青木敬博君）それはオープンにしてもよいか。

○7番（四宮和彦君）構わない。もうマスコミの一部は知っているので、もう早く出したくてしようがない、それは公開情報にしてしまえと思う。ただ、マスコミが出る前に議員の皆さんには情報共有しておいてもらわないと、先にマスコミで知ったというとまずいので。

○委員長（井戸清司君）19.2秒という証拠は何か提出されているか。

○7番（四宮和彦君）本人がフェイスブック上で言っているには、録音していると言っている。

I C レコーダーかボイスレコーダーか何かで。

○議長（中島弘道君）こっちも録音しているから。

- 委員長（井戸清司君）録音していても 19. 2秒は分からない。映像がないから。
- 7番（四宮和彦君）凝視していた秒数ではないか。
- 副議長（青木敬博君）デジタルの波形にすると何秒か分かる。
- 委員長（井戸清司君）しゃべっていない時間が 19. 2秒あるということ。
- 議長（中島弘道君）一連のやり取りが 19. 2秒。やりとりがどこからどこまでというのが、彼女なりの判断で 19. 2秒としているのであろう。
- 7番（四宮和彦君）へ理屈でしかないわけである。実際 19. 2秒だとしたって、それを議長、副議長が、納得のいく、確認するのに十分な時間であったかどうかなんて主観的な話でしかない。比較するのもないわけだから。だったら、あなたが卒業証明書を出してくればそれで確認できる話なんだから、秒数の問題ではない。変な論理のすり替えがある。くだらなくて相手にもしたくないが、ちら見せではない、19. 2秒であった。弁護士が書いてきた。びっくりする。

○委員長（井戸清司君）ほかに、質疑、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。

以上で、日程第4、その他を終了する。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和7年8月13日（水）午後3時29分（会議時間3時間46分）

---

以上の記録を認める。

令和7年8月13日

委員長 井 戸 清 司